

和寒町過疎地域持續的發展市町村計畫

令和 8 年度～令和 12 年度
(2026～2030)



北海道和寒町

【目 次】

1	基本的な事項		
(1)	和寒町の概況	…	3
(2)	人口および産業の推移と動向	…	5
(3)	行財政の状況	…	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	…	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	…	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	…	12
(7)	計画期間	…	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	…	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成		
(1)	現況と問題点	…	14
(2)	その対策	…	16
(3)	計画	…	16
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	…	17
3	産業の振興		
(1)	現況と問題点	…	18
(2)	その対策	…	22
(3)	計画	…	24
(4)	産業振興促進事項	…	27
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	…	27
4	地域における情報化		
(1)	現況と問題点	…	28
(2)	その対策	…	28
(3)	計画	…	29
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	…	29
5	交通施設の整備、交通手段の確保		
(1)	現況と問題点	…	30
(2)	その対策	…	31
(3)	計画	…	32
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	…	33
6	生活環境の整備		
(1)	現況と問題点	…	34
(2)	その対策	…	37
(3)	計画	…	38
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	…	39

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
(1) 現況と問題点	…	40
(2) その対策	…	43
(3) 計画	…	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	…	46
8 医療の確保		
(1) 現況と問題点	…	47
(2) その対策	…	47
(3) 計画	…	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	…	48
9 教育の振興		
(1) 現況と問題点	…	49
(2) その対策	…	51
(3) 計画	…	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	…	54
10 集落の整備		
(1) 現況と問題点	…	55
(2) その対策	…	55
(3) 計画	…	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	…	55
11 地域文化の振興等		
(1) 現況と問題点	…	56
(2) その対策	…	56
(3) 計画	…	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	…	57
12 再生可能エネルギーの利用の推進		
(1) 現況と問題点	…	58
(2) その対策	…	58
(3) 計画	…	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	…	59
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	…	60

1 基本的な事項

(1) 和寒町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

和寒町は、北海道の二大水系石狩川と天塩川の分水嶺「塩狩峠」の麓に広がる自然の恵み豊かな町である。

東、西、南の三方を比較的低い山岳に囲まれた丘陵地と中央部の平坦地からなる穀倉地帯で、名寄盆地の最南端に位置し、総面積 225.11 平方キロメートル、人口 2,777 人(令和 7 年 3 月末現在)を有す。

気候は、内陸型気候を示し寒暖の差が大きく、5 月から 10 月までは比較的高温多照に恵まれ、10 月の後半に大陸性高気圧の影響を受けて日照時間が短くなり、以降 10 月下旬から 11 月初旬には初雪が見られ、積雪寒冷の季節が 4 月まで続く。

和寒町は、明治 32 年 11 月に旭川－和寒間の鉄道が開通し、和寒駅の開設に伴い小さいながらも和寒市街が形成され、明治 34 年以降、時の北海道開拓政策に呼応して本州各地から団体移住がはじまり開拓が進められてきた。

和寒まで鉄道が開通したことにより、剣淵、士別、幌加内などへの貨客運搬、交通の要所として急速に発展し、ペオッペ原野に砂金、砂白金が発見され、木材工業の盛況や穀物相場の高騰、除虫菊需要の高まり、田畑の造成拡大が進み、住民の自治意識の高揚により大正 4 年 4 月 1 日に剣淵村（現在の剣淵町）から分村し和寒村が誕生した。

農業を基幹産業とし、稲、麦、馬鈴薯、除虫菊などの生産が盛んに行われるとともに、地場資源を活用した木材工業の盛況によって村は活況を呈し村勢は日を追って発展、昭和 27 年 1 月に町制を施行して現在に至っており、平成 11 年に「わっさむ 100 年」、平成 27 年には「わっさむ開村 100 年」を迎え、各種記念事業を実施し、全町を上げて記念する年を祝った。

町制施行以後、米の増産を目的に農業基盤整備事業が実施され、ほ場の大型化、機械化が進められ、農業の近代化と生産技術が向上した。しかし、昭和 44 年からは米の生産調整が始まることとなり、農家の経営形態を稲作中心から野菜、畑作を取り入れたものへと変化させていった。

第 2 次産業は、木材、木製品工業、食品製造業などの工業があるがいずれも規模が小さく、特に木材関連業種では長引く景気の低迷と海外製品の輸入の影響を大きく受けて苦境が続いている。一方、商業についても小売業が主であり、多様化する消費者ニーズと、情報社会の発達、モータリゼーション社会の中、大型店を有する旭川市商圏、士別市商圏の間に位置するため、両商圏の影響を受け販売額が伸び悩むなど多くの問題を抱えている。

町のほぼ中央を一般国道 40 号と J R 北海道宗谷本線が南北に縦貫し、和寒駅前を起点とし、

道道和寒鷹栖線、道道和寒幌加内線、道道上士別和寒線が横断している。

J R 宗谷本線には平成 12 年 3 月から運行を開始した特急と普通列車が和寒-札幌間を約 2 時間で結び、国道 40 号の旭川-名寄間、札幌-名寄間にバスが定期的に運行されており、町民の生活圏は旭川市、名寄市へと広がっている。

また、北海道縦貫自動車道旭川鷹栖-和寒間が平成 12 年 10 月に開通し平成 15 年 10 月には和寒-士別剣淵間が開通、士別剣淵-名寄間の整備も進められており、ますます時間的距離の短縮が進んでいる。

イ 過疎の状況

和寒町の人口は、昭和 31 年の 11,736 人をピークとし、平成 21 年 12 月に 4,000 人を下回った後も減少を続けている。

昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間における人口減少率は、約 52.3%である。若年人口（15 歳～29 歳）においては約 75.3%となっている。また、平成 2 年から令和 2 年までの 30 年間における人口減少率は、約 43.2%で、若年人口（15 歳～29 歳）においては約 64.6%となっている。

和寒町の 65 歳以上の人口は、平成 2 年頃から 20%、令和 2 年には 44%を超え、依然として若者が希望する職場が限られていることなどから、若者の町外流出が続いている。

近年の田舎志向の高まりと心にゆとりある生活を求めた、I ターン、U ターンによる人口増を期待するが、影響はほとんどない。

今後においても、過疎化、少子高齢化の進行は顕著であり、この町の住民が安全安心な生活を送れるようなまちづくりが求められている。

ウ 産業構造の変化、地域特性における社会経済的発展の概要と方向

基幹産業である第 1 次産業の農業においては、米をはじめとする農産物価格の低迷と農業従事者の高齢化など厳しい農業情勢の中、専業農家は年々減少しており、昭和 50 年は就業人口の 49.7%を占めていたが令和 2 年度には 33.2%となっている。

第 2 次産業、第 3 次産業の就業人口は減少傾向にあるものの、第 1 次産業の比率が大幅に減少しているため、全体構成での比率は上がっている。近年の農業をとりまく国内外の状況を考慮すれば、変化の方向は、計画期間内において大きく変わることがないものと推測される。

当町の立地条件は、北海道縦貫自動車道を使用した場合、札幌市へは約 2 時間、北海道第 2 の都市旭川市には約 30 分と輸送や流通面では恵まれた環境にある。

北海道過疎地域持続的発展方針において、「地域固有の特性や多彩な地域資源などのポテン

シャルを生かし、多様な主体の連携・協働による個性と魅力があふれ、持続的に発展する地域社会の構築」を掲げており、本町などの過疎地域においては、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えているなか、自然災害の猛威や、物価高騰の長期化が地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中においても、過疎地域の暮らしを持続的に発展していくためには、地域資源や地域の特性を有効に活用し、基幹産業の振興や生活環境の基盤整備をはじめ、身近な生活交通の確保、活性化対策、人材育成・確保への支援など様々な対策を行うほか、ゼロカーボン社会の実現と、デジタル技術や未来技術を活用した Society5.0 への取り組みや SDG s の達成に向けての取り組みなどを進め、本町の地域経済の発展と安全安心な暮らしの確保など進めていくことが必要となる。

(2) 人口および産業の推移と動向

和寒町の人口は、昭和 31 年の 11,736 人をピークに逐年減少が続いており、昭和 45 年の過疎法の制定以来指定を受けている。昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、総数で 52.3%減少している。年齢層別で比較すると 0 歳～14 歳で 78.3%、15 歳～29 歳で 75.3%と特に目立っている。一方、65 歳以上の高齢者人口が増加し、高齢化率は昭和 55 年の 13.4%から令和 2 年は 44.3%まで達している。

また、平成 2 年と令和 2 年の比較では、総数で 43.2%減少し、年齢層別で比較すると 0 歳～14 歳で 65.2%、15 歳～29 歳で 64.6%減少しているが、65 歳以上の高齢者人口が 120%の増加となっている。

平成 17 年から令和 2 年における 15 年間の就業者の増減を見ると、この間 584 人の減少、率にして 26.0%のマイナスになっている。令和 2 年における就業構成比では、第 1 次産業 33.2%、第 2 次産業 13.3%、第 3 次産業 53.6%で、第 1 次産業と第 3 次産業の割合が多い。第 1 次産業は昭和 55 年には 46.2%であったが、約 13 ポイント低下した。第 3 次産業は昭和 55 年の 32.0%に対し、令和 2 年には 53.6%と上昇している。

今後においても第 1 次産業、第 2 次産業の就業人口は減少していくことが予測される。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、2060 年（令和 42 年）の本町の人口は、2015 年（平成 27 年）3,502 人から約 65%減の 1,220 人と推計されている。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人口、%)

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	6,696人	5,623人	-24.4%	4,238人	-24.6%	3,596人	-15.1%	3,192人	-11.2%
00歳～14歳	1,419人	886人	-50.0%	458人	-48.3%	360人	-21.4%	308人	-14.4%
15歳～64歳	4,380人	3,560人	-28.3%	2,303人	-35.3%	1,709人	-25.8%	1,470人	-14.0%
うち15歳～29歳(a)	1,141人	796人	-47.1%	474人	-40.5%	336人	-29.1%	282人	-16.1%
65歳以上(b)	897人	1,177人	69.4%	1,477人	25.5%	1,527人	3.4%	1,414人	-7.4%
(a)／総数 若年者比率	17.0%	14.2%	-	11.2%	-	9.3%	-	8.8%	-
(b)／総数 高齢者比率	13.4%	20.9%	-	34.9%	-	42.5%	-	44.3%	-

表1-1(2)人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による平成25年公表値

(単位：人)

2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
3,832	3,502	3,156	2,829	2,518	2,233	1,983	1,757	1,557	1,378	1,220

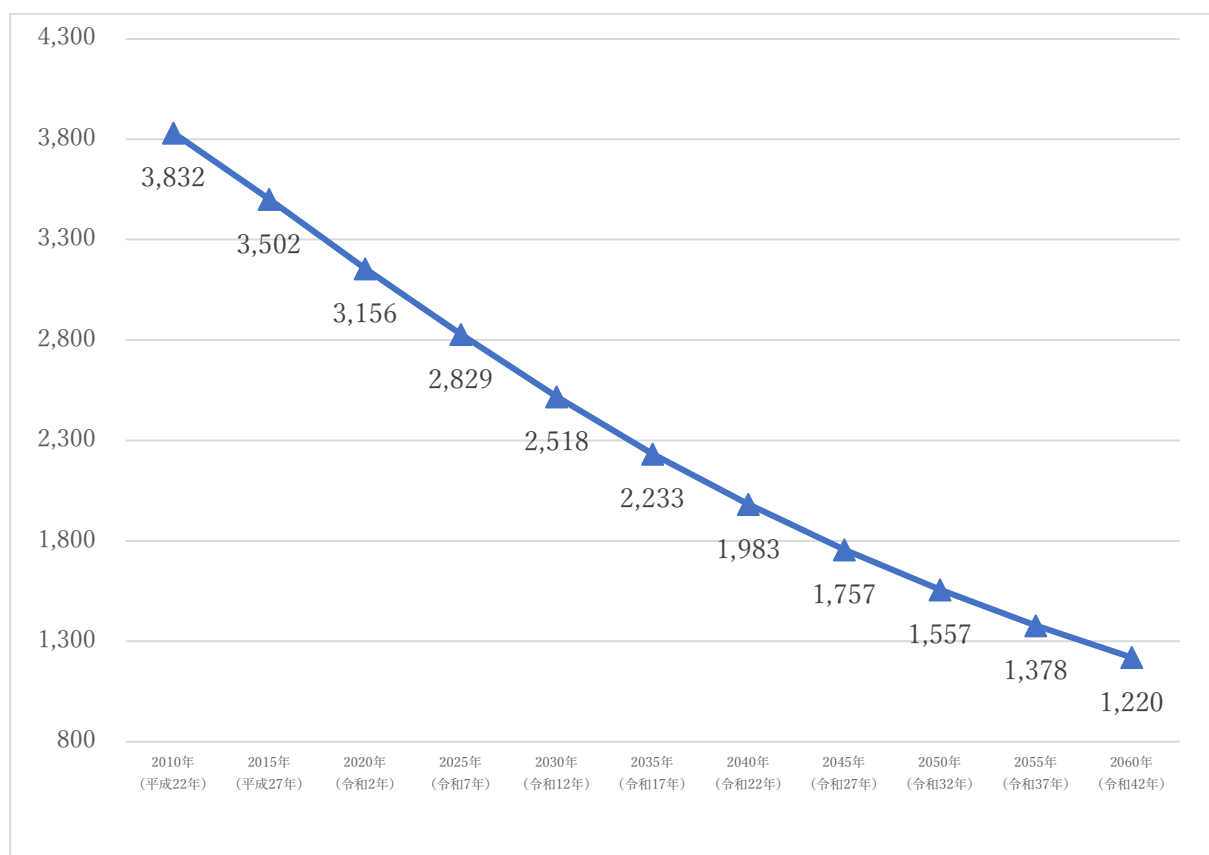


表 1－1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(単位：人口、%)

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 3,646	人 3,084	% -15.4%	人 2,243	% -27.3%	人 1,789	% -20.2%	人 1,659	% -7.3%
第1次産業 就業人口比率	1,684 46.2%	1,405 45.5%	-16.6%	872 38.9%	-37.9%	618 34.5%	-29.1%	550 33.2%	-11.0%
第2次産業 就業人口比率	794 21.8%	634 20.6%	-20.2%	338 15.1%	-46.7%	240 13.4%	-29.0%	221 13.3%	-7.9%
第3次産業 就業人口比率	1,168 32.0%	1,045 33.9%	-10.5%	1,033 46.0%	-1.1%	931 52.1%	-9.9%	888 53.6%	-4.6%

(3) 行財政の状況

ア 行政の現状と動向

和寒町の行政運営では、平成 20 年に 33 行政区から 12 自治会に移行し、地域と行政がより対等な立場で、地域が主体となった自主的な活動を行える体制整備を行うとともに、町民参画と協働のまちづくりを進めていくための基本理念や原則、ルールを定めた自治基本条例の制定など、和寒町が元気なまちであり続けるために行政改革に取り組み、平成 23 年には圏域 2 市 11 町村と「北・北海道中央圏域定住自立圏」を構成し、地域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、連携、協力を進めている。

限られた財源を効果的に活用するため、令和元年度に事務事業の見直しを行い、補助金や町政運営の内容について精査してきた。また、公共施設等の使用料・手数料については、令和元年 10 月からの消費税 10%への引き上げを受け、増税相当分の上乗せを基本とした見直しを行い、令和 2 年 4 月から適用してきている。

今後においても、自主財源の確保と事務事業の見直しの継続など、財政健全化に向けた継続的に取り組んでいく必要がある。

イ 財政の現況と動向

歳入総額は、平成 22 年度 4,197 百万円に対し、平成 27 年度は 4,319 百万円、令和 2 年は 4,978 百万円と推移しており、今後においても人口減少が進行する中、一般財源である地方税等の伸びは期待できず、事業を行うにあたって地方債や国庫・道支出金などが重要な財源となる。

歳出の面では、総額では平成 22 年度 4,066 百万円、平成 27 年度は 4,194 百万円、令和 2 年度は 4,886 百万円と増額傾向にあるが、義務的経費や投資的経費には大きな変動はなく、その他の経費では、体育施設や特別養護老人ホームなどの指定管理を行っており、人件費の単価増や利用者減などにより、収入が減少し、経費は嵩んできている。また、病院については医療ス

タッフの確保が困難なことや、利用者減による経営状況の悪化などから、令和３年４月から無床診療所へと医療体制を変更している。

財政状況全般としては、実質的な収支は黒字を維持しており、財政の弾力性や自由度を示す経常収支比率についても令和２年度は76.3%と良好かつ健全な財政を保ってきている。

町民の生活様式やニーズの多様化により、今後も行政需要が増すものと考えられることから、町税収入の確保や受益者負担の適正な執行を始め、地方創生の推進やふるさと納税制度の活用など、歳入確保の取り組みを進めていくとともに、限られた財源の効果的、効率的な活用を図るため、諸経費の節減に努めるとともに緊急性、重要性、効率性に十分配慮しながら諸施策を進める必要がある。

表１－２（１） 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分		平成22年度	平成27年度	令和2年
歳 入 総 額 A		4,196,975	4,319,067	4,978,067
	一般財源	2,895,686	3,107,710	3,262,040
	国庫支出金	266,703	152,033	780,761
	都道府県支出金	258,371	338,971	385,417
	地方債	313,660	387,540	412,106
	うち過疎対策事業債	61,400	229,100	177,700
その他		462,555	332,813	137,743
歳 出 総 額 B		4,065,640	4,194,298	4,886,291
	義務的経費	1,259,715	1,222,957	1,328,293
	投資的経費	648,840	812,352	811,743
	うち普通建設事業	645,981	796,900	797,934
	その他	2,157,085	2,158,989	2,746,255
	過疎対策事業費	(1,214,699)	(979,262)	(1,039,772)
歳入歳出差引額 C (A - B)		131,335	124,769	91,776
翌年度へ繰り越すべき財源 D		36,120	26,014	30
実質収支 C - D		95,215	98,755	91,746
財政力指数		0.16	0.15	0.16
公債費負担比率		15.1	14.0	14.4
実質公債費比率		-	-	4.5
起債制限比率		5.8	-	1.6
経常収支比率		71.7	66.0	76.3
将来負担比率		-	-	なし
地方債現在高		2,804,842	4,174,572	3,685,985

表 1－2（２） 主要公共施設等の整備状況

区 分	S55年度末	H2年度末	H12年度末	H22年度末	R2年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	32.8	50.4	64.4	70.8	72.4
舗 装 率 (%)	6.7	30.0	54.7	55.4	54.6
農道延長 (m)	-	-	82,974	82,974	82,974
耕地1ha当たり農道延長 (m)	4.1	5.7	16.7	16.6	16.6
林道延長 (m)	-	-	8,787	7,099	7,099
林野1ha当たり林道延長 (m)	1	0.2	1.5	0.9	0.9
水道普及率 (%)	78.6	93.1	89.7	92.6	94
下水道普及率 (%)	-	45.5	61.8	68.9	71.7
水洗化率 (%)	(38.2)	57.2	88.3	96.4	97.6
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	7.6	9.1	8.1	7.7	9.4

※水洗化率の昭和55年度末は57年度の数値

(公共施設状況調査他)

ウ 施設の整備水準の現況と動向

和寒町の主な施設整備の状況については、市町村道の改良率が72.4%、舗装率54.6%となっており、今後とも町道の整備が求められている。

生活環境施設の整備では、令和2年度末における水道普及率、下水道普及率、水洗化率がそれぞれ94%、71.7%、97.6%に達している。

公共施設では、管内最初の公営施設としての「特別養護老人ホーム芳生苑」が昭和51年に開設、昭和55年に50床を増床し現在の100床となっている。その後、平成11年度にショートステイ専用居室5床の整備を行った。また、平成6年に開苑した「デイサービスセンター健楽苑」は、リフト付きワゴン車で送迎を行いながらのサービスを行っている。「芳生苑」「健楽苑」とともに老朽化が進行しており、その再整備については、令和5年度に「ふくしのまちづくり基本構想」を策定し、基本設計、実施設計を経て、令和8年度より民設民営により複合的な福祉施設の整備を計画している。文教施設では、平成2年に「総合体育館」と「研修館楡」がオープンし各種の合宿に利用されている。平成6年には「図書館」が開館し、その後も蔵書の整備を進めている。平成11年には「公民館恵み野ホール」が完成し、12年から利用されている。同じく平成11年には「塩狩峠記念館」三浦綾子旧宅が開館し全国から愛好者が訪れている。平成14年には「交流施設ひだまり」がオープンし町民の交流の場として利用されている。ゴミ処理施設の整備については、平成8年度から中山間地域総合整備事業により一般廃棄物埋立処理施設を整備し、平成14年12月から供用を開始した。さらに令和5年1月からは一般ごみを有料化し、可燃ごみを町外の焼却処分場へ搬出し処理することとなった。ごみ有料化に伴い計量棟の新設とストックヤードも1棟増設するなど施設の整備を進めている。

また、剣淵町、士別市朝日町の1市2町で生ごみ処理施設を建設し、平成14年12月から供用を開始するなど、より一層のごみ分別の徹底と減量化を図っている。平成17年には「高齢者共同福祉住宅かたくり荘」を建設し、ひとり暮らしの高齢者が自立した生活が送れるよう住宅の整備を行っている。平成20年には耐震診断の結果を受けて和寒小学校の改築を行った。平成22年には中学校を松岡から旧和寒高校跡地に移転した。平成22年に保育所に「子育て支援センターこども館」を併設し、子育て支援の充実・一元化を進めている。平成25年には木質バイオマス燃料製造施設及び木質バイオマス熱源供給施設が完成し、再生可能エネルギーである木質チップを活用した熱源を役場庁舎、保健福祉センター、図書館へ供給している。平成26年には「農村体験交流滞在施設エココテージ」が完成し、移住を目的とした方の拠点となっている。また、同年に完成した「地域資源活用施設ふれあいのもり」は四季折々に開かれるイベントや農産品の提供を行うことができるようなイベントの拠点として整備してきている。平成30年には、整備後50年以上が経過した東丘浄水場の建て替えを行い、緩速ろ過方式から膜ろ過方式へ変更し、非常用発電機を設置するなど、安全で安心な水の供給に努めている。

多くの施設は、建設後20年～30年が経過しており、今後の改修などの整備を計画的に進めていく必要がある。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の最上位計画に位置付けている「和寒町総合計画」は令和3年度から令和10年度の期間を第6次として策定し、分野ごとの基本方針を掲げている。「和寒町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、令和7年度から令和11年度までを第3期として策定し、急速な少子高齢化や人口減少への歯止め、将来にわたって活力があり、安全で安心して暮らせられるまちづくりをめざしていくことなどを掲げている。これまでの過疎対策の継続はもとより、北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性を図りながら、本町の持続的発展のための共通の柱として位置づけ、「住んでいて良かった、住み続けたい」と思えるまちをめざし、次の4つの基本目標を柱に「ふくしのまちづくり基本構想」を実現するため、その基本理念である「共愉するまちを創造する」様々な施策に取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

住んでいて良かった、住み続けたいと思えるまちをめざし、各施策に取り組む。また、各目標において「和寒町まち・ひと・しごと創生総合戦略」での客観的な重要業績評価指標（KPI）の設定や PDCA サイクルによる実績及び検証を行う。

①産業の振興により安定した雇用と活気を創る

基幹産業である農業の振興や、地域の優位性でもある豊かな自然と観光資源を活かした産業振興を図り、若い世代にとって「魅力」や「やりがい」のある仕事を創出し、安定した雇用の確保をめざす。

②地域の魅力を発信し、交流・滞在・移住の流れを創る

広大な自然や豊かな農産物など、本町の優れた地域資源を町内外に広く発信し、観光客など交流人口の増加を図るとともに、移住定住を促進し、新しいひとの流れの創出をめざす。

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境を創る

若い世代の「結婚して子どもを産み育てたい」という希望をかなえるため、結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努める。

④安全で安心して住み続けられる町を創る

職業や年齢に関わらず、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、職業や立場を問わず、町内の様々な世代が交流し、人や企業・団体、町の協働によるまちづくりを推進する。

◎重点戦略

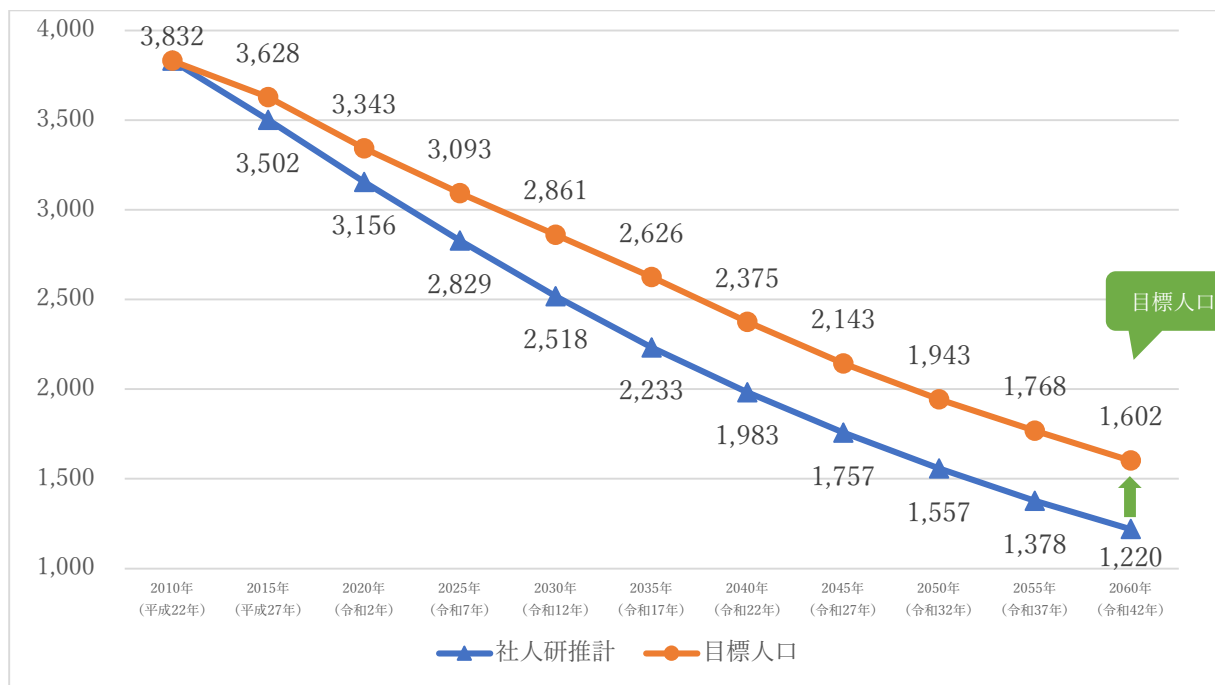
本町の目指す目標実現のため、「ふくしのまちづくり」「SDGs 達成に向けた施策の推進」を重点戦略として位置づけ、総合戦略及び総合計画に対して横断的な施策として推進する。

【人口目標】

国の機関である、国立社会保障・人口問題研究所の平成 22 年国勢調査人口による準拠推計に対し、転入転出の転出超過割合を令和 12 年までに半減させ、平成 20 年から平成 24 年までの 5 箇年平均の合計特殊出生率は、全国平均 1.38 と比べても高い 1.54 を 1.80 に上昇させた人口目標 1,602 人をめざす。

【反映数値】		推計人口										(単位：人)
		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
社人研推計	3,832	3,832	3,502	3,156	2,829	2,518	2,233	1,983	1,757	1,557	1,378	1,220
目標人口	3,832	3,832	3,628	3,343	3,093	2,861	2,626	2,375	2,143	1,943	1,768	1,602

社人研：国立社会保障・人口問題研究所



(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

持続的発展のための共通の柱である、「和寒町総合計画」における実績や、「和寒町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においての PDCA サイクルによる施策の評価・検証を毎年度行い、町議会や、町民で構成される「和寒町まち・ひと・しごと創生町民会議」での意見を踏まえながら実効性のある計画として効果的な推進を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などをもとに、「和寒町公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら適切かつ効率的な維持管理を行う。

(公共施設等の管理に関する基本的考え方)

公共施設マネジメントにおいては、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行う。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設（建物）は供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統廃合、規模縮小等）の推進を図る。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図る。

また、情報の一元管理や共有を図り、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入を検討するなど効率的な管理・運営を図る。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住、人材育成

和寒町はこれまでも、単身者向けの住宅を整備してきたほか、平成 20 年度から実施した和寒町賃貸住宅建設促進事業では民間賃貸住宅への支援を行い、平成 29 年度までに 11 棟 48 戸が建設されてきており、定住人口の増を図ってきている。

人口減少と少子高齢化の加速に伴い個人住宅の空きが目立つようになったことから、町では「空き家・空き地バンク」を開設し、住宅や土地の流動化を図ってきている。

平成 2 年度に開始した「都市女性農村生活体験事業」は、平成 21 年度から「農村生活体験事業」へ名称を変更しながら、本町の担い手農業者として定住に結びつくなど大きな成果を上げてきた。農作業をとおして本町農業の魅力と関心を高めてもらうなど、基幹産業である農業の担い手対策の充実と移住定住の支援を進めてきたが、体験希望者の減少により令和 3 年度をもって事業を終了している。平成 28 年度から開始した「担い手出会い交流支援事業」は内容を変化させながら農業者の担い手確保に継続して努めている。

首都圏からの地方移住等への関心の高まりから、平成 26 年に建設した和寒町の移住体験宿泊施設である「農村体験交流滞在施設エココテージ」の利用はあるものの、降雪量が多く冬の生活に不安があるということや、働く場が限られていることなどの声があり、移住にはなかなか結び付いていない。

定住においては、第 6 次 和寒町総合計画の策定のため令和元年に町民アンケートを実施し、和寒町の住みよさに関する問いの中で回答の約 2 割が町外への転出を考えているとの結果が出た。その理由としては「移動（交通）が不便」、「医療や福祉面が不安」がともに 19.4%と最も多く、次いで「買い物や飲食が不便」は 15.9%、「働く場所がない」は 13.5%であった。

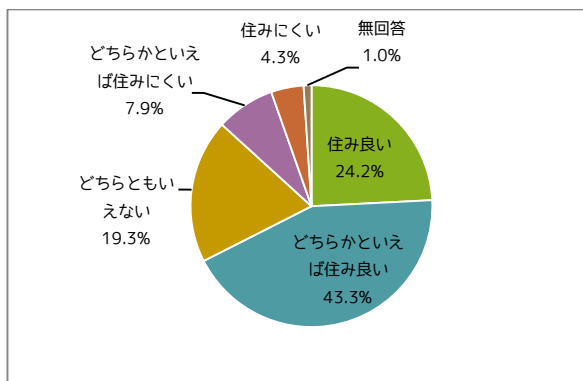
また、広域での取り組みとして、士別市などと連携し、通年雇用の促進や、地域の人材の育成・能力開発のほか、北海道移住促進協議会と連携し、移住の促進を図っている。

さらに、平成 22 年度からは国が進めている地域おこし協力隊事業を活用し、人口減少や高齢化により地域活動が著しく低下した地域の活性化が図られるとともに、町外からの人材を積極的に受け入れることにより本町の新たな担い手対策として期待されている。

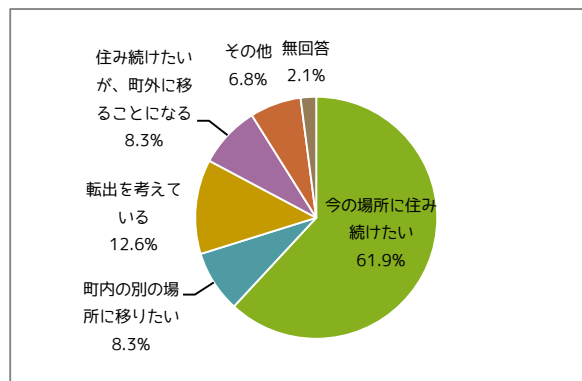
これらの農村生活体験事業や移住体験事業などと連動した本町の新たな担い手対策を推進するため、関係機関との連携を図るとともに定住促進に向けた施策の充実と支援が必要である。

表 2-1 (1)

和寒町の住み良さについて

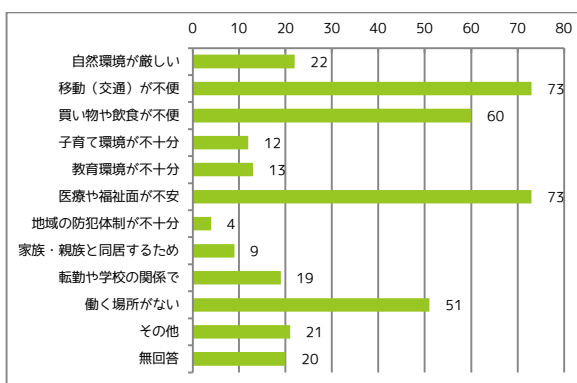


これからも和寒町に住み続けたいか。



【町内移動・転出を考えている】の項目を選んだ理由

- ・「移動（交通）が不便」19.4%
- ・「医療や福祉面が不安」19.4%
- ・「買い物や飲食が不便」15.9%
- ・「働く場所がない」13.5%



イ 地域間交流

和寒町は、作付け面積日本一を機に「カボチャ」のまちとして、雪の下に貯蔵することにより甘みを増す「越冬キャベツ」の発祥の地として広く知られている。また、当町にある塩狩峠は若き鉄道職員が自らの命と引き換えに多くの乗客を救った列車事故の実話を元に描かれた、三浦綾子氏の小説「塩狩峠」で全国的に有名となり、三浦綾子ファンや鉄道愛好家などから多くの支持を得ている。

和寒町出身者との絆を結ぶため、平成３年度にふるさと交流委員会を発足し、東京、札幌、旭川の各会との交流を行ってきている。札幌市の FM ラジオ放送局では、和寒町のイベントや農産物などの旬な情報を札幌市民を中心に提供するなど、情報交流などを行っている。

今後においても、観光交流、地域間交流を進めていくためには、これら魅力ある地域資源を最大限に生かし、効果的に活用、PRしていくことが不可欠であり、「この地でしかない」オンリーワンの魅力を高め、自主的・個性的・創造的な住民参加の地域づくり活動や、都市住民との交流推進が求められている。人口減少が進む中で、地域づくり活動を担う人材が不足している状況にあるが、インターネットや SNS を利用しての情報発信や、「交流施設ひだまり」を

活用しながら、当町の農産物などの魅力発信を継続する必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住、人材育成

- ① 担い手出会い交流支援事業による担い手対策の充実と支援
- ② わっさむ町で暮らそう移住体験事業の実施
- ③ 地域おこし協力隊と集落支援員による地域支援活動体制の充実と支援
- ④ 定住促進に向けた関係機関との連携と支援体制の整備
- ⑤ ホームページなどインターネットを利用した「空き家・空き地バンク」での情報発信

イ 地域間交流

- ① 交流施設の維持整備と活用促進
- ② ふるさと交流委員会が主体となって実施する事業への支援
- ③ 友好都市交流事業の促進
- ④ 和寒町応援者への特産品提供

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住			
		農村体験交流滞在施設維持管理事業	町	
	(2) 地域間交流			
		交流施設ひだまり改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住			
		担い手出会い交流支援事業 町内の未婚者に対し、婚活費用の一部を助成する担い手出会い交流支援事業を実施することにより、移住定住の促進が図られる。	町	
		移住体験事業 移住検討者を対象に町での生活や農業を体験できる移住体験事業を実施し、移住の促進が図られる。	町	

			担い手育成・確保事業 地域おこし協力隊や集落支援員を設置し、地域の活性化や定住の促進が図られる。	町	
			空き家空き地バンク ホームページに空き地、空き家、空き店舗情報を掲載し、移住や住宅建設の促進が図られる。	町	
		地域間交流			
			ふるさと会等交流事業 和寒町出身者等ゆかりの方々とのネットワークの形成・強化を図り、郷土愛意識の醸成や町の活性化が図られる。	町	
			交流施設等維持修繕事業 交流の拠点となる施設等の維持修繕を行い、事業を継続することにより地域の活性化が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

町の基幹産業を支えるために必要な施設については、維持管理費の圧縮と長寿命化による措置等の対応を検討する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町は、若年層の流出や人口減少に伴い、後継者不足による農林業の低迷や、商工業などでの活気が失われてきていることから、プレミアム商品券などの消費喚起策を講じるものの活気の回復にはなかなか結びつかない。

このため、各種産業の活性化や雇用の確保については、1 自治体だけの取り組みでは効果に限界があることから、国や道の施策との連携や近隣市町村との広域的に進めていく必要があり、地域の特色ある発展と創意工夫に取り組む必要がある。

平成 23 年 9 月に圏域の中心的な役割を担う中心市 2 市と協定を結び、平成 24 年 3 月に地域資源を生かした魅力ある地域づくりと地域医療や防災など安心して暮らせる地域社会の形成を目的とした、2 市 11 町村での「北・北海道中央圏定住自立圏共生ビジョン」を策定しており、関係自治体や観光関連団体と連携を図りながら地域の魅力のブランド化や地域の人材育成などの取り組みを行う。

ア 農業の振興

和寒町の販売農家戸数は、令和 2 年において 200 戸と全戸数の 12.4%を占め、世帯人員数は 626 人で総人口の 19.6%を占めている。昭和 55 年の 716 戸から比較すると 516 戸、72.1%の減少になっている。農業従事者の高齢化による離農など、担い手に農地が集積されたことで一戸あたりの経営規模が増加しており、昭和 55 年の一戸当たり 5.9ha が令和 2 年では 20.9ha と増加している。今後は引き受け手のない耕地が増加し、農地流動化の停滞や耕作放棄地の拡大などが懸念されている。

近年の農業を取り巻く環境は、TPP11 をはじめとする国際貿易問題、ロシアのウクライナ侵攻などの国際情勢、国における各種農業施策の見直し、米価の高騰、農業従事者の高齢化による労働不足や後継者不足、度重なる異常気象の発生など、内外を問わない重要な問題への対応が求められており、策定した第 6 次和寒町農業・農村振興計画（R8-R12）に基づき、農業所得の向上や新たな技術を活用した省力化や生産の向上、多様な担い手の確保など、環境と調和した持続可能な農業の振興を図り、今後も地域の特性を生かした魅力ある農業を展開していく必要がある。

分類別農家戸数の推移

(単位：戸)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
総農家戸数	427		340		287		237		222	
販売農家	402	94.1%	322	94.7%	263	91.6%	217	91.6%	200	90.1%
自給農家	25	5.9%	18	5.3%	24	8.4%	20	8.4%	22	9.9%

農家：経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額が年間15万円以上

販売農家：経営耕地面積30a以上又は農産販売金額が年間50万円以上の農家

自給農家：経営耕地面積30a未満かつ農産販売金額が年間50万円未満の農家

経営耕地面積の推移

(単位：ha、戸)

区分	経営耕地面積 (a)	1戸当たりの面積 (a)/(c)=(b)	経営規模別（経営体）					
			3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20ha以上	例外規定
平成12年	4,379	10.26	61	44	127	127	41	2
平成17年	4,370	12.85	37	27	88	104	65	1
平成22年	4,699	16.37	37	20	63	74	69	
平成27年	4,654	19.64	20	15	49	63	70	
令和2年	4,649	20.94	22	8	37	55	85	3

(農林業センサスほか)

家畜飼養数

単位：頭、羽

区 分	乳用牛	肉用牛	馬	豚	めん羊	採卵鶏
平成12年	882	90	-	2,340	-	-
平成17年	868	211	-	482	-	-
平成22年	723	325	-	-	-	-
平成27年	579	-	-	-	-	-
令和2年	497	-	-	-	-	-

(農林業センサス)

イ 林業の振興

和寒町の森林面積は、令和2年 14,415ha で総面積の約 64.0%を占めており、所有区分別森林の状況は、次の表のとおりであり、そのうち国有林で約 54.7%、町有林約 7.3%、民有林で約 38.0%が造林されている。

輸入木材による木材価格の長期低迷や経営コストの増嵩による収益性の低下など、林業・木材産業の経営が厳しい状況におかれていることから、森林所有者の経営意欲が減少し、森林の適正な維持管理が危ぶまれるなど、木材生産のみならず国土保全や水資源の涵養など公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがあり、将来の木材需要に備えるためにも、施業に伴う負担軽減策と併せた育林事業と造林事業の促進が必要である。

林業生産活動を継続し森林の適切な整備を行っていくためには、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないカーボンニュートラルとしての特性を有す資源であることから、森林の保育過程で発生する間伐材や林地残材等を最大限に利用する施策が重要である。

これまで、国や道の事業や町単独事業などにより森林の整備を進めており、平成 30 年 6 月に設立の上川森林認証協議会に参加し、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用した施策や、令和元年 9 月に認定された S G E C 森林認証基準に基づいた計画的な森林施業を推進するなど、国土や自然環境の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多様な機能を通じて、人々の生活及び経済の安定を図る適正な整備・保全が求められている。

また、地球温暖化防止対策として木質バイオマス燃料を活用し、3 施設への熱源供給を行っており、今後においても安定的な木質バイオマス燃料の確保と利活用の取り組みを進める。

所有区分別山林状況（令和2年4月1日現在）

区分	面積 ha	蓄積 千m ³
国有林	7,882	965
町有林	1,058	147
民有林	5,475	827
計	14,415	1,939

（北海道林業統計）

ウ 地場産業の振興

基幹産業である農業の後継者不足等による離農や町内商工業事業所の廃業など、地域産業全般における低迷などから人口減少に歯止めがかからない状況となっている。これまでの農業・商工業を中心とした産業基盤の強化を図るとともに、地域資源を有効に活用した新たな産業の育成開発により、雇用の創出を図ることができるような地場産業の振興が求められている。

エ 商業の振興

商業は、地域に密着し町民の生活を支える重要な役割を果たしているが、人口減少・高齢化率の上昇や、町外大型店への消費流出や地元購買力の減退などにより、「地域の顔」として発展してきた中心市街地の空き店舗の増加や、空き地化、住宅化が進んでいる状況にあり、これらの有効活用と時代に応じた魅力ある店舗づくりに向けた検討が必要となっている。

このような中、プレミアム付き商品券による町民への生活応援や企業振興促進条例、中小企業補償融資条例、商工業活性化融資条例及び中小企業経営安定補助規則に基づき、企業等の経営安定と金融の円滑化のための諸施策を商工会と連携しながら進め、商業の経営安定を図ってきている。

商業の推移

単位：件、人

年度	商店数	従業員数
平成18年度	59	259
平成23年度	50	224
平成28年度	44	192
令和3年度	38	146

(経済センサス)

オ 起業の促進

平成 25 年度に町内農畜産物を主たる原料にした商品を生産する事業所の起業に対し支援を行ってきており、町内産農畜産物に付加価値をつける事業所が誕生することは、商業はもとより原料を生産する農業にも大きなメリットがあることから、補助制度の周知を行い町内の商工業者・商業団体と農業者・農業団体等の連携を進め、起業を促進していくことが重要である。

カ 工業の振興・企業誘致

和寒町における経済センサスによると、令和 5 年は 9 事業所、従業者 88 人となっており、昭和 45 年の 22 事業所、従業者 521 人と比較すると事業所数が 59.1%、従業者数が 83.1% 減少している。

工業は地域における就業機会の確保や労働力の安定雇用、所得水準の向上等をもたらしてきたが、小規模事業所が多く、経営体質や経営基盤が脆弱であり従業員数も減少傾向にある。工業の振興は、地域経済の自立・発展の重要な要因であるため、今後も事業所の育成を図る必要がある。

企業誘致については、工場立地件数は景気の長期低迷、企業の海外進出などにより低水準で推移している。北海道縦貫自動車道などの交通の利便性や地域の特性を踏まえた、企業の誘致と雇用の創出を図る必要がある。

工業の推移

年度	事業所数	従業員数
令和2年度	7	83
令和3年度	9	97
令和4年度	9	89
令和5年度	9	88

(経済センサス)

キ 観光・レクリエーションの振興

和寒町における観光資源は、天塩の国と石狩の国の境である「塩狩峠」に、春には 1,600 本のエゾヤマザクラが咲き誇る「一目千本桜」、作家三浦綾子氏の旧宅を復元し小説「氷点」執筆の部屋や小説・映画「塩狩峠」に関する資料を展示している「塩狩峠記念館」がある。

塩狩峠一帯は一目千本桜をはじめ、平成 3 年に国道 40 号沿いの両側約 12km にわたって桜を植樹した「夢ロード桜 40 号」等、桜の名所として開花時には J R でも特別列車を運行するなど花見客で賑わいをみせる。桜開花時期だけでなく四季折々の景色を塩狩峠で楽しむことができるよう、令和 5 年度に「わっさむ塩狩峠公園」の整備をしてくれている。また、キャンプ、カヌーなどのアウトドアスポーツを楽しめ、家族連れやグループで賑わう南丘森林公園やパークゴルフ場、遊具、バンガローなど、幅広い世代で楽しめる三笠山自然公園、冬季スポーツとして、ペアリフトを備え、オリンピックを輩出した東山スキー場など観光施設の整備を行ってきた。平成 27 年度に夫婦岩一帯の用地を取得したことから、塩狩－夫婦岩－南丘の新たな観光スポットとして整備を進めている。このほか、町の特色を生かしたイベント行事として、どんとこい！わっさむ夏まつり、全日本玉入れ選手権、全日本トライアル選手権などが開催されている。また、夏にスキー場を駆け上がるヒルクライムレース、「HIGASHIYAMA500」を開催し、夏冬とおしてスキー場でのイベントを行ってきている。

今後、町の観光資源と観光事業を有効に活用した取り組みや農村の魅力を活かした体験型滞在型観光を推進する必要がある。

観光施設等の状況

名 称	施 設 の 概 要 等
塩狩峠	塩狩峠記念館、一目千本桜、わっさむ塩狩峠公園
三笠山自然公園	キャンプ場、こどもの国遊具、サーキット場、パークゴルフ場、ふれあいのもり
東山スキー場	リフト 2 基、夜間照明、ジャンプ台、ロッジ（食堂）
南丘森林公園	貯水湖、遊歩道、キャンプ場、カヌーポート、多目的広場
夫婦岩	夫婦岩、遊歩道

(2) その対策

北・北海道中央圏定住自立圏などの広域において、関係自治体や観光関連団体と連携を図りながら、地域の魅力のブランド化や地域の人材育成などの取り組みを行い、産業の振興を図る。

ア 農業の振興

① 国の農業所得確保対策の円滑な推進

- ② 環境と調和した農業・土地基盤整備の推進
- ③ 農畜産物の付加価値向上と販路拡大
- ④ エゾシカ等の有害鳥獣による農業被害の防止対策
- ⑤ 試験展示圃を利用した新たな技術開発の推進
- ⑥ 認定農業者等への農地流動化の促進
- ⑦ 多様な人材の育成・確保や女性が活躍できる環境づくりの推進
- ⑧ G A Pやトレーサビリティシステムによる食の安全確保の推進
- ⑨ 地産地消・食育の推進
- ⑩ 日本型直接支払制度による農村環境の整備
- ⑪ 有機物の循環利用による土づくりの促進
- ⑫ 農業後継者の育成と担い手の確保
- ⑬ 高性能農業機械の導入による省力化や農業経営の法人化による経営基盤の強化

イ 林業の振興

- ① 無立木地の解消と、伐採跡地の造林を積極的に推進
- ② 林道網の整備促進
- ③ 未来につなぐ森づくり推進事業の推進
- ④ 林地開発許可制度の適正な運用による森林の公益的機能開発の推進
- ⑤ 間伐材や林地残材を活用した木質バイオマスエネルギーの利用推進
- ⑥ 森林吸収源対策としての民有林取得による整備推進
- ⑦ 森林機能の重要性と施業に伴う負担軽減対策の普及推進

ウ 地場産業の振興

- ① 農畜産物の加工等による付加価値の向上
- ② 地域資源を有効に活用した特産品の開発・販売促進
- ③ 木質バイオマス燃料の安定的確保及び供給

エ 商業の振興

- ① 魅力ある商店街形成による購買力の定着
- ② 商業経営基盤強化と負債の軽減対策並びに担い手の育成
- ③ 空き店舗空き地の有効利用

オ 起業の促進

- ① 人材の育成、起業過程における問題解決のための相談業務など創業から事業化までの支援策の検討

カ 工業の振興・企業誘致

- ① 地域の特性と消費動向の変化に対応した生産、販売活動の推進
- ② 経営の体質強化と金融の円滑化の積極的推進
- ③ 既存企業の経営基盤の強化と雇用効果の高い企業誘致の促進
- ④ 地域資源を活用した企業化への支援

キ 観光・レクリエーション

- ① 観光協会の育成強化と観光事業の推進
- ② 塩狩峠、夫婦岩の整備による有効活用
- ③ 三笠山自然公園の整備充実
- ④ 南丘森林公園の整備充実
- ⑤ 東山スキー場の維持整備
- ⑥ 地域の特色を生かした各種イベントの開催への支援
- ⑦ 農村の魅力を活かした着地型観光の推進

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備	農業		
		国営土地改良事業地元負担金事業	国	
		道営土地改良事業	道	
		団体営土地改良事業	町	
		不良排水対策事業	町	
		土づくり対策事業	町	
		中山間地域等直接支払事業	町	
		南宗谷線地区米穀類乾燥調製貯蔵施設 改修事業	町	
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業	町	
		農業活性化センター研修圃場整備事業	町	
		地域担い手育成センター整備事業	町	

林業		
	造林事業	町
	除間伐・枝打ち事業	町
	下刈・つる切り事業	町
	民有林除間伐推進事業	町
	民有林の森づくり推進事業	町
(7) 商業		
その他		
	中小企業補償融資保証料及び利子補給事業	町
	商工業活性化融資利子補給事業	町
	中小企業融資制度利子補給事業	町
(9) 観光又はレクリエーション		
	三笠山自然公園整備事業	町
	塩狩峠周辺・夫婦岩周辺整備事業	町
	東山スキー場設備整備事業	町
(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
第1次産業		
	農産加工センター運営事業 農産物加工施設を設置し、手作り加工品による食生活の改善や生産物の有効利用、地場農産物の付加価値化が図られる。	町
	農業活性化センター運営事業 農作物の安定生産栽培試験や営農情報の提供等を行い農業の生産拡大と農家経済の安定が図られる。	町
	農地集団化促進事業 認定農業者等が経営規模拡大のため農地を購入、借入する費用に対し支援を行い、農業経営の規模拡大の促進が図られる。	町
	新規就農対策事業 担い手対策、育成対策として新規就農者に対し各種助成を行い、農業の活性化が図られる。	町
	農地利用効率化等支援事業 認定農業者等が行う農業用施設及び機械の導入費用などに対し支援を行い、農業経営力の向上が図られる。	町

			土地改良事業地元負担軽減事業 農業生産基盤強化のための事業に対する農業者への負担軽減を図ることにより、基幹産業である農業の活性化が図られる。	町	
			水利施設管理事業 基幹水利施設の管理に対する支援により、農業水利施設の有する多面的機能が適正に発揮される。	町	
			国営土地改良事業地元負担金 土地改良施設の整備により、農業生産性の向上を促進し、基幹産業である農業の生産基盤強化が図られる。	町	
		商工業・第6次産業化			
			地場産業開発事業 町特産品等の高付加価値化、商品開発、販売促進に対し支援を行い、地場産業の振興が図られる。	町	
			商工業新規就業者対策事業 担い手対策、育成対策として新規就業者に対し各種助成を行い、商工業の活性化が図られる。	町	
		観光			
			各種観光イベント補助事業 地域の活性化や交流人口の拡大を目的とし、観光資源を活用した各種イベントに支援を行うことにより、交流人口の拡大が図られ、観光客などの増による農産物の販売増や商業の活性化などが見込まれ、効果が将来にわたる。	町	
			その他		
			有害鳥獣被害対策事業 有害鳥獣の捕獲奨励や焼却施設の運営等、被害防止対策を講じ農作物及び生活環境の被害の防止が図られる。	町	
			農業生活体験及び研修等施設維持修繕事業 農業の活性化を目的としている施設の維持修繕を行い、今後も新規就農者の受け入れや農業の活性化が図られる。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
和寒町全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記 (2) のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・産業関連施設

町の基幹産業を支えるために必要な施設については、維持管理費の圧縮と長寿命化による措置等の対応を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域の情報化は、昭和 62 年度に農村情報連絡施設の整備により農業者住宅に個別受信機と市街地区の 6 か所に屋外放送施設を配置し必要な情報を放送してきたが、老朽化に伴い平成 17 年度に改修を行ってきた。また、平成 7 年度に農業活性化センターの整備と併せて農業情報システムの導入が行われたが、導入から 30 年近く経過し機器の更新が必要なことから、令和 6 年度より北ひびき農業協同組合で運用している JA コネクトにより、スマートフォンやタブレット端末でデータ閲覧が可能なシステムへ移行してきた。

平成 9 年度には道の各機関と市町村間を衛星通信で結ぶ北海道総合行政情報ネットワークの整備が行われ、緊急災害時等における連絡網の整備が進められた。平成 26 年度からは、町民へ適切な防災情報を提供するため、防災情報ラジオの有償配布を実施している。

インターネットや SNS などによる情報発信や情報収集の必要性がますます高まっている中、平成 25 年度に市街地に光通信が開通した。平成 28 年度に、観光と防災の観点から、公共施設 11 か所に無料 Wi-Fi スポットを設置した。観光の面からは、利用者による SNS などでの情報の拡散や利便性を高め、防災の面からは、災害時の避難者のインターネットなどからの情報収集、行政からの災害情報の配信のための通信経路の確保を目的としている。また、農村地区への光通信は、高度無線環境整備推進事業により令和 4 年度に開通した。今後はスマホの 5G のエリアが拡大し、高速通信技術が進む。和寒町公式 LINE 配信を令和 3 年度から開始し、防災行政無線と共に情報発信を幅広く進めている。防災行政無線操作卓は令和 7 年度に更新し、将来を見据えアナログデジタル両配信への対応と、合成音声など最新技術を搭載している。AI（人工知能）や ICT（情報通信技術）など更なる発展が予測され選択肢が広がると期待される。

(2) その対策

- ① 農村情報連絡施設の整備充実
- ② 防災情報ラジオの普及
- ③ 高度情報通信化に対応した各種情報通信基盤の整備と推進体制づくり

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設			
		防災行政無線システム運用事業	町	
	その他の情報化のための施設			
		公衆無線 LAN 等通信環境整備事業	町	
		高度通信環境整備推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・その他

通信設備等、その他、住民の生活に必要不可欠な施設については、年間の維持管理費用の圧縮に努めつつ、適切な規模での更新を検討する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

和寒町の道路の状況は、国道 40 号が南北に縦貫し、その延長が 12.7 km、道道 6 路線で総延長 54.4 km、町道は 287 路線、348.0 km となっている。町道の改良率は、72.4%、舗装率 54.6% となっており、平成 12 年に北海道縦貫自動車道（旭川鷹栖-和寒間）、平成 15 年 10 月には（和寒-士別剣淵間）が供用開始され、国道・道道等に接続する町道について、今後も整備が求められている。

また、冬期間の交通確保については、国道 100%、道道 79%の除雪率であるが、町道にあっては、348.0 kmのうち 158.0 kmで、45.4%の除雪率となっている。

産業の振興、住民生活の安定や福祉の向上、広域的な地域間の連携・交流の促進などを図るため、道路の維持整備を行う必要がある。

町道の整備状況

町道実延長	道路改良		道路舗装	
	改良済	改良率	舗装済	舗装率
348.0km	252.0km	72.4%	190.0km	54.6%

（令和3年3月31日時点）

イ 交 通

和寒町の交通機関として、民間では J R とバスが運行されている。人口の減少や自家用車の普及等により、各社とも厳しい経営を強いられているが、高校生や高齢者など、交通弱者にとっては生活の足として鉄道・バスの必要性は非常に高い。

バス路線は道北バス株式会社が旭川-名寄間で営業しており、平成 9 年からは札幌-名寄間の都市間バスを運行している。平成元年度から道北バス株式会社に対し、沿線自治体で生活交通路線維持費補助金を交付し運行を確保してきた。平成 16 年度以降はバス会社の経営努力により市町村補助を受けずに運行を続けていたが、収支の悪化により平成 28 年度以降、補助を行ってきており、引き続き、路線維持のための支援が必要である。

町内の市街地と集落とを結ぶバス路線については 3 路線を民間で営業していたが、不採算を理由に撤退した後は過疎代替えバス 3 路線（昭和 46 年中和線・東和線、49 年福原線）と北原線を町営により運行してきた。平成 9 年度からは、地域集落の人口減と自家用車の普及により利用客が減少してきたことから、運行を民間に委託し経費の削減を進めてきた。その後、一部路線においてはスクールバスと併用した運行とするほか、平成 26 年 10 月から予約方式（デマンド）による運行を開始するなど効率的な運行の実現に努めてきた。さらに、利用実態を踏まえ、令和 5 年 8 月より全便を定時定路線運行から予約方式による運行に変更し、効率的な運行

を行っている。

鉄路についてはＪＲ北海道が特急を含めた列車を宗谷本線で運行しており、駅は和寒駅と塩狩駅がある。ＪＲ北海道は極端に利用人員の少ない駅を廃止してきており、ＪＲ塩狩駅が対象となったが、観光的な利用や和寒町にとっても歴史を持つ重要な観光資源であるため、令和３年４月より和寒町での維持管理の協定を締結している。今後も地域の実情に応じた効率的でサービス向上につながる地域交通体系の推進を図る必要がある。

町営バス運行状況

路線名	全域便
区 間	町全域
平日（デマンド運行）	５便
土曜日（デマンド運行）	３便

（令和７年３月３１日時点）

（２）その対策

ア 道 路

- ① 高齢者等の交通弱者に配慮した市街地道路のバリアフリー化の推進
- ② 既存道路の路面改修の推進
- ③ 国道、道道の整備要望の促進
- ④ 林業振興のための林道の整備促進

イ 交 通

- ① 歩道を含めた除雪体制の強化と除雪機械の整備充実
- ② 地域の実情に応じた町営バスの運行
- ③ 公共交通機関の運行体制の維持
- ④ 町営バス車両の整備充実
- ⑤ 町民の安全確保に配慮した交通環境の整備充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路			
		町道バリアフリー化推進事業	町	
		道路改良事業	町	
	橋りょう			
		橋梁長寿化事業	町	
	(3) 林道			
		林業専用道整備事業	町	
	(6) 自動車等			
	自動車			
		町営バス等更新事業	町	
	(8) 道路整備機械等			
		道路維持管理機械整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通			
		町営バス運行事業 市街地と郊外地間の公共交通機関として町営バスを運行し、高齢者や児童生徒をはじめとする町民の交通手段の確保が図られる。	町	
		地域公共交通存続支援事業 過疎地域にとって、町外への通院や通学のための地域間バスや鉄路は重要であることから、路線の維持のための支援や駅の維持管理などにより、町民の足が確保される。	町	
	交通施設維持			
		路面改修事業 通行量の多い町道は損傷が激しく通行に支障を来すことから路面改修や交通網の整備を行い、安全安心な交通が図られる。	町	
		防雪センター施設修繕事業 防雪センターの保全を図ることにより円滑な除雪体制を維持し、住民の安全及び生活環境の確保が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・道路

本町の道路のうち、整備されてから 30 年以上経過しているものが約 6 割を占めている。今後、約 20 年間のうちにそれらの道路が耐用年数を迎えることになるため、効率的な修繕や改修の費用配分を検討する必要がある。

・橋梁

橋梁については、長寿命化計画に沿って予防的保全に注力しながら、将来にかかる修繕費用や維持管理費用の縮減に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

和寒町の水道施設は、昭和 38 年に市街地区に和寒地区簡易水道が整備され、その後平成 5 年度までに 4 回の拡張工事を実施、市街地周辺へ給水区域の拡張を行ってきた。東丘浄水場は整備後 50 年以上が経過し、老朽化が著しくなったことから、平成 30 年に建て替えを行い、緩速ろ過方式から膜ろ過方式へ変更し、また非常用発電機を設置するなど、災害に強く安全で安心な水の供給に努めている。

三和浄水場は昭和 60 年度に拡張工事を終えている。

簡易水道の給水人口は 2,636 人、計画人口に対する普及率は 97.7% となり、全町民の 94.6% にあたる。

このほか、小規模飲料水供給施設が西和地区と福原地区の 2 か所に設置されている。

今後、簡易水道事業を合理的かつ計画的に推進しながら、本町の貴重な水資源となっている国有林の分収造林計画に基づく森林整備により良質な水の安定供給と水量の確保に努める。

水道施設の状況

施設名	給水範囲	計画給水人口	給水人口	対計画普及率
和寒地区 簡易水道	市街地全域、東丘、三笠、日の出、 中和、川西、朝日、南丘、大成、 北原、菊野、三和の一部	2,697人	2,636人	97.7%

(令和7年3月31日時点)

イ 下水道施設

和寒町の下水道事業は、昭和 53 年度に基本計画を策定、下水道法の認可を受け、昭和 54 年度から污水管渠埋設工事に着手し、10 年後の平成元年に一部供用を開始してきた。

令和 2 年度末時点で水洗トイレ設置戸数 1,273 戸、設置人口 2,236 人となっており、合併処理浄化槽での処理人口 766 人を加味した污水处理人口普及率は 93.9% となっている。

今後、生活環境の改善と水質保全をさらに進めるためにも、和寒町下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水終末処理場の施設・設備の改築や更新を効率的かつ計画的に進めていくとともに、水洗化の意識向上と普及促進に努める。

下水道の普及状況

総人口 ①	許可延長	整備延長	処理人口 ②	普及率 =②/①	水洗便所 設置人口 ③	水洗化率 =③/②
3,198人	27,100m	22,967m	2,292人	71.7%	2,236	97.6%

(令和3年3月31日時点)

ウ ゴミ処理施設

昭和 44 年から業者に委託して一般ごみの収集業務を開始し、平成 4 年からはリサイクル運動の推進により資源ごみ、粗大ごみの分別収集を実施、平成 7 年には資源ごみ、遊休品を再利用するためのリサイクルセンター、平成 11 年には遊休品保管展示庫を整備している。また、令和 4 年 10 月から粗大ごみを有料化、令和 5 年 1 月からは一般ごみも有料化し、処理方法は町外の焼却処分場へ搬出することとなった。ごみ有料化に伴い計量棟の新設とストックヤードも 1 棟増設するなど施設の整備を進めている。今後もリサイクルセンターについては、機械設備の老朽化に伴う更新の検討が必要な状況にある。

資源ごみ、プラスチック容器包装ごみの回収は、市街地区、その他の地区とも隔週 1 回、粗大ごみは 5 月、7 月、9 月の第 2 土曜日に回収を行っており、リサイクル運動の推進とごみの減量化に努めている。

昭和 48 年に三和廃棄物処理場を整備したが、当初は埋立処理方式のため量が嵩むことから、ごみ焼却炉を昭和 61 年に 1 基、さらに平成 2 年に 1 基を増設し、ごみの増加に対処してきた。法律改正に伴い平成 7 年に西和地区に用地を購入し、埋立施設の整備を行い、平成 14 年 12 月から供用開始したが、稼動後 20 年以上が経過し、埋立残余容量も少なくなったことから、町外の焼却施設に処分を委託することとし、そのための一時集積施設の整備を実施してきた。

なお、三和焼却炉は、国のダイオキシン類排出基準が大幅に強化されたことにより、平成 14 年 11 月末で焼却炉を廃止した。煙突が腐食し倒壊の恐れがあるが、解体には多額な費用がかかることから、今後も検討が必要である。

また、より一層のごみ分別の徹底と減量化のため、平成 14 年には、剣淵町、旧朝日町（現在は士別市）の 3 町共同で生ごみ処理施設を建設し、12 月 1 日から供用開始するとともに生ごみの袋を指定し有料化している。士別市（旧朝日町）の脱退により現在、2 町で運営しており、処理量に応じた適正な管理運営を行っている。

今後も資源ごみ、生ごみ、プラスチック容器包装ごみ等の分別収集の徹底を図る。

エ し尿処理施設

和寒町の下水道汚泥は、土づくり対策と併せたバーク堆肥づくりによって一部処理されているほか、下水道処理と士別市下水処理場で処理されている。士別市し尿前処理施設は、供用開始後約 30 年が経過し、機械・電気設備等の更新が必要なことから、平成 30 年度から士別市と剣淵町・幌加内町・和寒町で負担し整備を行っている。

農村地域の快適な生活環境と生活排水による小河川の水質汚染防止を図るため、下水道処理区域外のし尿、生活排水処理対策として、平成 7 年度から 15 年度まで合併処理浄化槽設置整備事業を実施して 248 戸が設置、さらに平成 27 年度から 3 年間の合併処理浄化槽設置に対する支援を行い 8 戸が設置するなど合併処理浄化槽の普及促進を図ってきた。また、浄化槽管理組合に対して浄化槽に係る年間維持費の一部を助成し適正管理を推進している。

オ 消防施設

これまでも防災拠点となる消防庁舎改修や水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、車両積載資器材、消火栓、防火水槽などの耐用年数と老朽化の現状を考慮しながら、定期的な保守点検と修繕、消防施設の適切な維持管理に努めてきた。

また、事務組合では、消防・救急無線のデジタル化と、通信施設を最新の通信機器により構築・統合された高機能指令センターの運用により、消防・救急活動体制の強化が 24 時間、365 日図られている。

今後も、あらゆる感染症などへの対策を講じながら消防・救急活動体制の充実を図り、消防施設における予防保全に努めるとともに、耐用年数や劣化の状況などにより適切な更新時期を見極めながら計画的に維持していく必要がある。

消防施設の状況

常備職員	消防団員	消防ポンプ車	水槽付ポンプ車	水槽車	救急車	消火栓	防火水槽
14名	30名	1台	3台	1台	1台	27基	44基

(令和7年3月31日時点)

カ 公営住宅

和寒町の公営住宅戸数は令和 6 年度末で 370 戸であり、一般向け住宅のほか高齢者向け住宅や高齢者との混在型住宅、さらに単身者向け住宅等、人口に比して多くの町営の住宅を抱えている。また、優良な賃貸住宅の建設促進と定住人口の増加を目的として、賃貸住宅建設促進事業により民間賃貸住宅の整備を促進してきた。

今後、高齢化の進展により高齢者の入居割合の増加が見込まれるが、将来の人口の動向に対応できる適正な管理戸数と、高齢化社会に適合する質の高い住宅を実現するために、既存の住宅のリフォームも考慮した「和寒町公営住宅等長寿命化計画」に基づく整備改修を進めている。

キ その他

近年、大雨により河川が氾濫する被害が発生していることから、引き続き町管理河川の改修整備を進め、災害対策に努める必要がある。

昭和 55 年に保養センターを建設し、住民の生活環境の確保と健康の保持増進に努めてきたが、機械設備や配管等の老朽化と地下水位の低下により部分的な改修を行いながら運営してきた。今後は、現況や利用状況などを踏まえた保養センター機能のあり方について検討する必要がある。

昭和 62 年に整備された葬斎場については、計画的な老朽更新を行い、墓地を含め利用者の利便性を考慮するとともに衛生的な環境整備を図っていく。

大型の蛾の対策として道路灯や防犯灯、公共施設の外灯の L E D 化を進め、市街地へ寄せ付けない取り組みを行ってきている。省エネルギー対策として実施してきた公共施設の LED 化についても主要な施設は完了してきている。今後も LED 化を進め、公共施設の維持管理など省エネルギー対策を継続するとともに、快適な生活環境の確保を図っていく。

このほか、老朽化等により廃止する公共施設の解体を行い、安全の確保と景観保全に努める必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 国有林の分収造林計画に基づく水資源の確保と安定供給
- ② 老朽化した簡易水道施設の整備充実と施設周辺の環境保全

イ 下水道施設

- ① 生活環境の改善と水質汚染の防止のため水洗化への普及啓蒙
- ② 老朽化した下水道施設の整備充実

ウ ごみ処理施設

- ① 資源ごみ、生ごみ、プラスチック容器包装ごみ等の分別収集の徹底
- ② ごみの減量化と環境衛生に配慮した住民意識の啓蒙啓発
- ③ 老朽化したごみ処理施設の整備充実

エ し尿処理施設

- ① 地域住民の環境保全意識の醸成と合併処理浄化槽の維持管理の向上

② 士別市し尿前処理施設整備事業費の負担

オ 消防施設

- ① 消防車両と施設整備の計画的な更新や導入
- ② 住民の防災意識の高揚
- ③ 救急救命士の育成、救急業務高度化研修及び応急手当の普及啓発

カ 公営住宅

- ① 公営住宅等長寿命化計画に基づく整備改修

キ その他

- ① 河川改修の推進
- ② 保養センターの維持修繕
- ③ 葬斎場・墓地の環境整備
- ④ 公共施設などの省エネルギー化の推進
- ⑤ 公共施設の解体整備

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道			
		簡易水道施設維持整備事業	町	
	その他			
		水資源維持整備事業	町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道			
		下水終末処理場施設設備改修事業	町	
		下水汚泥農地還元事業	町	
	地域し尿処理施設			
		し尿合併処理業務支援事業	町	
	その他			
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設			
		ごみ処理施設整備事業	町	

	(4) 火葬場			
		葬斎場・墓地周辺整備事業	町	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	町	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅整備事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活			
		浄化槽整備事業 浄化槽設置費用や浄化槽管理組合に対し助成を行い、快適な衛生環境の充実に図られる。	町	
		ごみ処理施設維持修繕事業 埋立ごみや生ごみなどを処理するための施設の維持修繕を行い、衛生的な生活環境の確保が図られる。	町	
	環境			
		公共施設 LED 化事業 害虫対策・省エネルギー対策として公共施設の外灯の LED 化や、公共施設屋内の電灯の LED 化を進め、環境にも配慮した取り組みにより、快適な生活環境の確保が図られる。	町	
		公共施設等解体撤去事業 老朽化等により廃止する公共施設等の解体撤去を行い、安全な生活環境の確保と景観の保全が図られる。	町	
	(8) その他			
		河川改修事業	町	
		保養センター整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

- ・上下水道：水道施設については、管渠などの設備の修繕及び長寿命化を検討し、効率的な設備投資や維持管理に努める。
- ・住宅：公営住宅等の管理・運営については、住生活基本計画や長寿命化計画の方針に沿って進めていく。
- ・公園：市街地や住宅地の公園については、地域住人への管理委託を継続する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、健康で明るい保育環境や子育ての負担軽減を図るため、平成 27 年度から保育時間を最大 11 時間に延長するほか、町独自で保育料を 7 割軽減、令和元年 10 月からは完全無償化とし、放課後児童クラブの保育時間についても保育所保育時間に合わせて延長するなど、子育てしやすい環境づくりに努めてきたが、依然として少子化に歯止めが効かない状況にある。

今後は、令和 6 年度に策定した「第 3 期和寒町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが安全で安心して自由に過ごせる場所の確保や個々の発達特性にあわせた対応が求められているほか、乳幼児の成長発達段階に応じた教育・保育など、一人ひとりのニーズに合った子育て支援が求められており、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活を送ることができるよう様々な資源を活用し、「ふくしのまちづくり基本構想」のビジョンの一つでもある「子どもたちが大切にされる機能の構築」を目指す必要がある。

イ 高齢者の福祉

和寒町の高齢化率は、出生者の減少や若年層を中心とした人口の流出などにより、平成 27 年国勢調査時点の 42.5%が令和 7 年 3 月 31 日現在で 47.0%と依然として高い水準にあり、全国、全道平均を大幅に上回る状況にある。

令和 2 年における本町の高齢世帯の状況は、65 歳以上の親族がいる世帯は 865 世帯と全体の 60.5%を占め、さらに高齢者の単身及び 2 人世帯は 41.9%に達しており、今後も多くの支援や課題が増えていくと考えられる。このような中、高齢者世帯への訪問事業を実施し、安否確認や生活状況、健康状態などの実態把握を行うとともに、日常生活の中で感じている困りごとや不安を早期に把握することで、必要な支援に速やかにつなげられる体制を整備している。また、万が一の緊急時に対応するため平成 23 年度に緊急医療情報キットを整備し、北海道健康づくり財団による通報及び相談サービスを付加した緊急通報装置については平成 26 年度に更新するなど、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めている。

これまで特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンター、保健福祉センター、生きがいセンターなどを建設してきており、また、民間介護事業者によるデイサービスセンターやグループホームなど、利用者のニーズに応じた環境となっている。老朽化した特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの再整備については、令和 5 年度に「ふくしのまちづくり

基本構想」を策定し、基本設計、実施設計を経て、令和8年度より民設民営による様々な方が共愉するまちづくりの中核となる複合的な福祉施設の整備を計画している。また、施設整備後に事業廃止する既存施設については、今後利活用について検討を行う。併せて、居住と交流機能をもった高齢者共同福祉住宅については、あらゆる住民が安心して在宅生活を送ることができるよう機能を見直す必要がある。

また、多様な生活支援サービスの整備を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が中心に協議体を設置し、地域のニーズや資源の把握、関係機関のネットワーク化を進め、令和6年度に配食サービスにかかる配達費用の一部を助成する在宅生活継続支援事業を整備し、高齢者等が安心して生活を続けられる体制を構築した。さらに高齢者の文化・スポーツ活動への参加を奨励し、老人クラブや高齢者大学などを通じて、社会参加の促進と拡充のほか、各地域の町民主体の集いの場「サロン」に対して支援を実施し、生きがいのづくりの推進にも取り組み、平成26年度からは高齢者おでかけハイヤー支援事業を行ってきた。

今般の社会保障制度改革による介護保険制度改革に伴い、市町村独自の施策展開が求められていることから「和寒町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念である『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』に基づき、住み慣れた地域で生きがいを持ち健康で安心な生活ができるよう、必要な保健福祉サービスの提供を行うために保健・福祉・医療の関係機関、団体と連携を図り、介護保険と連動した総合的かつ一体的なサービスを提供していく必要がある。

高齢化率の推移

平成12年			平成17年			平成22年		
総人口	65歳以上	高齢化率	総人口	65歳以上	高齢化率	総人口	65歳以上	高齢化率
4,710人	1,431人	30.4%	4,238人	1,477人	34.9%	3,832人	1,505人	39.3%
平成27年			令和2年			令和7年3月31日現在		
総人口	65歳以上	高齢化率	総人口	65歳以上	高齢化率	総人口	65歳以上	高齢化率
3,596人	1,527人	42.5%	3,192人	1,646人	51.6%	2,777人	1,305人	47.0%

（平成12年～令和2年：国勢調査 令和7年：住民基本台帳）

高齢者世帯の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
65歳以上の1人世帯数	206人	228人	251人	270人	267人
65歳以上の夫婦世帯	287人	320人	288人	346人	293人
65歳以上親族がいる世帯	898人	924人	949人	941人	865人

（国勢調査）

ウ その他の福祉

ひとり親等世帯については、全国的に離婚家庭の増加により増える傾向にあり、ひとり親等家庭の自立と生活の安定を促進することが求められており、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援制度においても、ひとり親の就労支援サポートも含めた広域的な対応が必要とされている。また子育て支援センター、学童保育の利活用による児童の健全な育成を図っていく必要がある。

障がい者が生きがいを持って安心した生活を送れるよう、住宅改修費用や通所費用の助成、重度心身障がい者に対する医療費助成を実施するほか、平成 26 年度に 1 市 3 町（士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町）の社会福祉協議会が共同で日常生活自立支援事業を開始、その後、成年後見センター事業へと移行し、福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理を支援している。また、平成 27 年度には北海道障がい者冬季スポーツ大会を本町で開催し、障がい者の社会参加とノーマライゼーションの浸透を図っている。

引き続き障がい者が地域の一員として自立し、安心した生活が送れる環境づくりと地域ぐるみで支え合う体制づくりを進める必要がある。

町内に不足している障がい福祉サービスについては、新たな福祉施設を中核として交流や活動機会を整え、就労の場を確保するなど地域の中で暮らせる環境を整備していくことが必要である。

エ 保健活動

国が示す国民健康づくり運動に基づき、令和 6 年 3 月に和寒町健康増進計画「健康わっさむ 21」(R6-R17) を、令和 6 年 3 月には和寒町国民健康保険における「第 3 期 データヘルス計画」(R6-R11) を策定し、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた健康課題の整理・目標の設定を行い、これらに沿った保健予防事業を展開し、将来にわたり町民が健康で安心して暮らせるよう努めてきた。

健康診査、保健指導では、病気を発症しないための正しい生活習慣の知識・技術の習得と、早期に発見し重症化させない取り組みを継続し、効果効率を重視した事業の見直し、スタッフ体制の整備や技術の向上に努めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、日常活動が制限され、マスク、消毒液などによる個々の予防対応と、ワクチン接種による中和抗体保持者の多数化で感染拡大を抑制するなどの対策を行ってきたが、今後も、新たな感染症による危機にも対応できるよう、体制を整えていく必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ① 保育業務と施設環境整備の充実
- ② 子育て支援センターの活用と支援内容の充実
- ③ 子育てに係る不安や経済的負担を軽減し子育てしやすい環境づくりの推進

イ 高齢者福祉

- ① 安心できる介護の体制づくり
- ② 福祉施策の充実
- ③ 生涯元気を保つ健康づくりの推進
- ④ 生きがいと社会参加の促進
- ⑤ 支えあう地域社会づくりの推進
- ⑥ 安全で、安心できる住環境、社会環境整備の推進
- ⑦ 事業廃止施設の利活用及び解体

ウ その他の福祉

- ① 障がい者福祉の充実
- ② 生活保護者、ひとり親世帯への支援充実
- ③ 地域共生社会の実現
- ④ 災害弱者支援

エ 保健活動

- ① 保健、医療、福祉サービスを総合的に提供するための連携強化
- ② 各種健（検）診事業の推進
- ③ 健康意識の高揚と普及啓発の推進
- ④ 新たな感染症拡大抑制対策の取り組み

社会福祉施設の状況

施設名	設置年度	所在地	施設の規模
特別養護老人ホーム	昭和51年	三 笠	2,775㎡
ショートステイ	平成11年	三 笠	156㎡
老人デイサービスセンター	平成5年	三 笠	836㎡
生きがいセンター	昭和59年	三 笠	208㎡
和寒町保育所	昭和54年	三 笠	824㎡
保健福祉センター	平成7年	西 町	1,230㎡
子育て支援センター	平成22年	三 笠	395㎡
高齢者共同福祉住宅	平成18年	三 笠	782㎡

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所			
		保育所施設整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム			
		芳生苑健康苑施設整備事業	町	
		福祉施設整備事業	町	
	その他			
	(5) 障害者福祉施設			
	その他			
		福祉施設整備事業	町	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター			
		保健福祉センター環境整備事業	町	
		子育て支援センター環境整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉			
		子育て支援事業 子育て不安の解消に努める子育て講演会や懇談会、相談指導等を実施するとともに高校生までの入・通院にかかる医療費や予防接種費用の助成、保育料の引き下げなど保護者の負担軽減を図り、安心して子どもを育てることができる環境の推進が図られる。	町	
		わっさむ子ども健診事業 学齢期における子どもの健診を実施し、家庭における生活習慣病予防の意識の高揚、正しい認識の習得が図られる。	町	
	高齢者・障害者福祉			
		高齢者安心見守り通報装置整備事業 独居老人及び老人夫婦世帯などに対し、緊急時に備えて緊急通報装置等を貸与することにより、安心した生活の確保が図られる。	町	

		芳生苑健楽苑改修事業 特別養護老人ホーム芳生苑の老朽改修や設備更新を行い、安心して利用できる環境の整備が図られる。	町	
		訪問介護支援事業 和寒町内で必要な介護サービスの提供を受けられるよう、訪問介護事業の支援により、介護サービスの提供・維持が図られる。	町	
		介護従事者等資格取得支援事業 町内の介護サービス事業所に従事する職員の資格取得費用に対し助成を行い、質の高い介護サービスの確保が図られる。	町	
		介護従事者等確保推進事業 和寒町に新たに居住し、指定事業所において介護事業に従事する方に対し、住宅家賃を助成し、介護の担い手の確保が図られる。	町	
		なごやかサロン支援事業 交流や健康づくりの場として、地域住民等が自主的に運営する集いの場づくりに支援を行い、健康で心豊かに生活できる環境整備が図られる。	町	
		おでかけハイヤー支援事業 高齢者に対しハイヤー料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と社会参加の促進が図られる。	町	
		重度障がい者ハイヤー助成事業 重度の障がいがある方に対し福祉ハイヤー料金の一部助成を行い、経済的負担の軽減と社会参加の促進が図られる。	町	
		高齢者及び児童施設維持管理事業 高齢者施設及び児童施設等の維持管理を行い、高齢者の福祉の向上と児童への子育て環境の確保が図られる。	町	

		福祉施設支援事業 「ふくしのまちづくりに関する基本協定」に基づき、社会福祉法人が運営する福祉施設を支援することで安定的なサービス提供体制の確保が図られる。	町	
	その他	救急外来受診時交通費助成事業 町内に救急外来が無いことから、休日夜間において町外の救急外来の受診を受けなければならない町民に対し、交通費の一部を助成し経済的負担を軽減することにより、安心した生活の確保が図られる。	町	
		不妊治療費助成・妊産婦ケア事業 不妊治療にかかる治療費の助成や、妊産婦に対しケアを行い、子どもを望む方の経済的負担軽減と産み育てやすい環境整備が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・保健福祉施設

保健福祉施設においては、年齢区分別の将来の人口推移の見通しから、高齢者福祉関連の施設への投資額が増加することを想定しなければならない。現在の施設を長寿命化などの措置で長持ちさせることを検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

昭和 26 年 12 月に村立和寒病院（病床 30 床）として開院し、平成 7 年 4 月には救急病院（救急患者優先使用病床 2 床）の指定を受け、病床の維持及び救急患者の受け入れを行ってきたが、24 時間 365 日体制を維持するための医師や看護師などの人員確保が極めて難しい状況から、令和 3 年 4 月無床診療所に体制を変更した。歯科医療については民間診療所が町内を医療圏とし地域医療を提供している。しかし、住民の医療ニーズの多様化、高度化と相まって、総合病院や専門医を求め旭川市内の医療機関への受診率が高くなっている。

高齢化社会を迎え、町立診療所は患者・家族・地域を視野に入れた身近な医療が必要であることから、初期治療を担い、療養者への継続した医療の提供のため、医療機器の更新を進めていく必要がある。また、町民の健康維持増進と予防医療のため健診機関としての機能を継続し、疾病の早期発見・早期治療に努めていくことが重要である。

今後、75 歳以上の高齢者率がピークを迎え医療需要が増大すると考えられることから、道が策定する地域医療構想も踏まえ、必要な医療スタッフの確保や効率的な経営を推進するほか、保健・福祉等の関係機関や他の医療機関との連携を強め、北海道医療計画との整合性や「ふくしのまちづくり基本構想」も踏まえ、住みなれた地域で安心して暮らせる医療環境づくりに努める。

(2) その対策

- ① 医療従事者の確保
- ② 医療施設の整備と医療機器の充実
- ③ 医療サービス向上のため、保健・福祉等関係機関や他医療機関と連携した医療提供体制の整備促進

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所			
		診療設備整備事業	町	
	その他			
		医師等住宅改築事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院			

		医療機器整備事業 医療機器の更新を行い、的確な治療と各種健診による予防医療の充実が図られる。	町	
--	--	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・医療施設

医療施設については、年間の維持管理費用の圧縮に努めつつ、適切な規模での更新を検討する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

和寒町の小・中学校の児童・生徒数の状況は、過疎化と少子化の影響から昭和 55 年の小学生 621 名に対し令和 7 年には 99 名、中学生にあっては 345 名から 74 名へと減少してきた。

この間、保護者の中には多人数での学習機会を望む声が多くあり、一方地域住民からは学校の存続を希望する意見があったが、地域の合意を図りながら学校統合を進め、平成 11 年度に福原小学校、平成 14 年度に西和小学校・大成小学校、平成 15 年度に三和小学校、平成 16 年度に中和小学校・北原小学校が廃校になったほか、中学校については平成 22 年 3 月末に廃校となった道立和寒高等学校跡地に移転し、現在は小学校 1 校、中学校 1 校になっている。学校の統合に伴い通学の利便性を図るため既存路線バスをスクールバスとして運行するほか、遠距離通学費の助成の実施や、道立和寒高等学校の廃校に伴い、町外の高校に在籍する生徒の通学費用に対し助成を行うなど、保護者の負担軽減に努めている。今後についても、町外の高校に在籍する生徒にかかる通学費等、保護者の負担軽減に努める必要がある。

廃校舎については、旧三和小学校は、これまで国の構造改革特別区域計画の認定を受けた通信制高校「札幌自由が丘学園三和高等学校」として活用してきたが、運営事業者が学校法人として認可され、令和 6 年 4 月から「北海道教育学園三和高等学校」に名称を変更し運営している。旧大成小学校をグループホームに、旧北原小学校は北原交流展示館に、旧和寒中学校第 2 体育館は木質バイオマス燃料製造施設として活用してきたが、利活用の予定がない校舎については老朽化が著しく、解体などを含めた検討を行っている。

外国青年招致事業により、平成 2 年から外国語指導助手を迎え児童生徒の指導や一般を対象にしたサークル活動にも積極的に参加し地域住民との交流を深め、国際感覚の醸成に努めてきた。令和 2 年度からの小学校の英語教科化に伴い、より一層の指導強化を図りながら、今後も国際社会に対応できる学習環境の充実を推進していく必要がある。また、中学校においても国際社会に対応できる力を養うため、修学旅行先を令和 4 年度から海外へ実施できるよう準備を進め、令和 7 年度から実施している。

北海道教育学園三和高等学校は、これまでどおりスクーリングなど体験学習を実施する機会が増えており、地元後援会組織や町内各団体による受け入れ体制を整えてきているが、これからも町全体で支援する協力体制の充実を図っていく必要がある。

学校の状況

学校名	生徒数	学級数	教員数	保有校地面積	教員住宅数
和寒小学校	99	9	15	32,480㎡	5戸
和寒中学校	74	6	14	42,113㎡	7戸
三和高等学校	140	9	18	17,046㎡	-

(令和7年学校基本調査)

イ 社会教育

人生 100 年時代といわれる長寿社会の中、価値観の多様化やライフスタイルの変化、情報通信技術の急激な進展など、私たちを取り巻く社会情勢は常に変化しており、町民の自発的な意思に基づく学習意欲の高まりから、学習機会の一層の拡充が求められており、社会教育が果たすべき役割はますます重要性を増している。

生涯学習の推進にあたっては、「第 10 次 社会教育中期振興計画」(R8-R12)に基づき、文化スポーツも含めた生涯学習に対する意識啓発と学習会や研修会、講演会の開催などとおして家庭や学校、地域社会が一丸となった生涯学習推進体制の整備を図る。

公民館活動は、住民が日常生活を営んでいく中で社会情勢の変化に対応しながら健康で明るい家庭や地域社会を作る地域の学習拠点であり、平成 11 年度に増改築を実施した公民館を中心に既存施設の有効利用を図り、学習活動を支援・啓発していくため、関係施設の整備や関係機関が相互に連携し推進する体制づくりに努める必要がある。

平成 6 年 8 月に町立図書館が開館し、計画的に施設と蔵書の整備が行われた。また、インターネットを通じて他館の蔵書状況の照会や相互貸し出しができるシステムを活用しながら、資料提供の幅を広げてきている。1 人あたりの貸出冊数は道内で上位に位置づいていることから、今後も継続した図書館の機能を発揮するため施設設備の整備や、学習環境の充実を図っていくとともに「第 4 次 和寒町子ども読書活動推進計画」(R8-R12)」に沿った関係機関との連携をさらに強化し、子どもの読書習慣の定着を推進していく必要がある。

ウ 社会体育

本町では、昭和 58 年に「スポーツの町」を宣言しており、生涯にわたって様々なスポーツを行う人が増え、これらに応じて平成 2 年度の宿泊研修施設「研修館楡」を併設した総合体育館や総合運動公園の整備、東山スキー場のゲレンデ整備、ペアリフト更新、ジャンプ台(K 点 35m)、スキー場ロッジ等の施設整備を実施してきており、これによりバレー、卓球、スキー等の実業団、高校、大学チームの合宿受け入れを行なってきた。また平成 15 年度には野球場を整備したことにより野球チームの受け入れも可能となり、ますます「合宿の里」として知名度を拡大してきた。

平成 14 年に整備した三笠山自然公園パークゴルフ場と、令和元年に 18 ホールを 27 ホール

に増やした運動広場パークゴルフ場は、高齢者の交流と健康維持増進に大きく貢献してきた。平成 14 年に建設の「交流施設ひだまり」では施設の特徴である土間体育館を利用した冬場の野球の練習、ゴルフの練習場として利用されている。一方で、近年は人口減少や少子高齢化に伴いスポーツ人口も減少してきたことから、スポーツ施設全体の利用者も減少傾向にあり、今後は利用状況に合わせた体育施設の効率的運用や施設の現況を踏まえた整備補修などを検討する必要がある。また、多様化する生涯スポーツのニーズに対応するため、スポーツ団体との連携強化、指導者の養成と確保を図りながらスポーツ人口の維持拡大に努めるとともに、多様なスポーツに四季を通じて親しみ気軽に楽しめる生涯スポーツを振興する。

エ コミュニティ施設

コミュニティ活動の活発化を図るために、公民館のほか、役場に併設した町民センターと西町町民センターを設置している。また各地域には自治会活動の拠点の場として重要な地域センター（自治会館）を設置している。町民の主体的自主的なコミュニティ活動を通して、町民の連帯感や交流の拡大が図られ、生涯学習環境として大きな役割を果たしていくための施設整備と学習環境の充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 小中学校の施設整備と学習環境の充実
- ② 高校生徒通学費等の支援
- ③ 国際化社会に対応できる意識の高揚と環境の整備
- ④ 町の教育環境維持
- ⑤ 廃校舎の利活用及び解体
- ⑥ 学校法人北海道教育学園三和高等学校への支援

イ 社会教育

- ① 社会教育関連施設の整備と学習環境の充実
- ② 生涯学習推進体制の整備推進

ウ 社会体育

- ① スポーツ関連施設の整備と管理運営の充実
- ② スポーツ指導者の養成・確保

③ スポーツ関連団体との連携強化

エ コミュニティ施設

① コミュニティ施設の整備と学習環境の充実

教育・文化施設の状況

施設名	設置年度	所在地	施設の規模
和寒町公民館「恵み野ホール」	平成12年	北 町	2,431 m ²
和寒町郷土資料館	昭和47年	北 町	163 m ²
和寒町B & G海洋センター	平成 2年	日ノ出	1,126 m ²
和寒町民センター	昭和53年	西 町	1,225 m ²
西町町民センター	平成元年	西 町	714 m ²
和寒町東山スキー場	昭和44年	日ノ出	リフト2基29ha
和寒町総合体育館	平成 2年	三 笠	4,228 m ²
和寒町研修館楡	平成 3年	三 笠	1,545 m ²
運動広場	平成 3年	三 笠	13,950 m ²
テニスコート	平成 3年	三 笠	6 面
パークゴルフ場運動広場コース	平成 4年	三 笠	27 ホール
パークゴルフ場三笠山自然公園コース	平成14年	中 和	18 ホール
和寒町片栗庵	平成 4年	三 笠	97 m ²
和寒町営球場	平成16年	三 笠	両翼 92m
和寒町立図書館	平成 6年	西 町	1,337 m ²
塩狩峠記念館	平成11年	塩 狩	251 m ²
和寒町交流施設ひだまり	平成14年	北 町	828 m ²
和寒町北原交流展示館	平成18年	北 原	819 m ²

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校整備事業	町	
		中学校整備事業	町	
	教職員住宅			
	その他	教員住宅改修事業	町	
		情報教育推進事業	町	
	(3) 集会施設・体育施設等			

		公民館		
		公民館改修事業	町	
		集会施設		
		自治会館改修事業	町	
		体育施設		
		体育施設整備事業	町	
		図書館		
		図書館整備事業	町	
		その他		
		学校法人北海道教育学園三和高等学校施設整備事業	町	
		(4) 過疎地域持続的発展特別事業		
		義務教育		
		登下校等支援事業 スクールバスを運行し、遠距離通学者の通学環境の整備充実が図られる。	町	
		学校給食費負担軽減事業 保護者の負担軽減を行うことにより、より良い子育て教育の振興が図られる。	町	
		生涯学習・スポーツ		
		未来を拓く人づくり推進事業 町内児童生徒に対する国内外の研修・交流事業への参加費用の一部を助成することにより、未来のまちづくりを担う子ども達の視野の拡大と豊かな感性のはぐくみが図られる。	町	
		図書館整備事業 図書館の維持と図書館資料の充実を図り、読書習慣や生涯学習の推進が図られる。	町	
		その他		
		高校生徒通学費等支援事業 町外の高等学校への通学費等に対し支援を行うことで、保護者の負担軽減と修学の機会を確保し教育の振興が図られる。	町	
		地域センター維持管理事業 住民の活動の拠点となる地域会館の維持管理を行い、自主的な地域づくりの促進が図られる。	町	

		町民センター維持管理事業 住民のコミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理を行い、町民の連帯感や交流の拡大が図られる。	町	
		教育等施設維持管理事業 教育等施設の維持管理を行い、より良い教育、文化、スポーツの環境の確保が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・学校教育施設

本町の学校施設については、既に統廃合により整理されているが、廃校となった校舎や体育館については、民間への貸付による活用などを実施しており、今後の運営方法等についても検討する。

・社会教育施設

社会教育施設は更新時期にはばらつきがあるが、建築規模の大きいものが多く、利用状況や維持管理費を考慮して、更新後の方針を検討する必要がある。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町は町民参画と協働によるまちづくりを進めていくための基本理念や原則、基本的ルールを定めた「自治基本条例」を平成 22 年 4 月に施行し、町民、議会、行政が一体となったまちづくりを推進するための基礎を確立し、33 行政区を 12 自治会に移行し、自治会活動推進交付金による各自治会の運営や主体的な活動の展開を支援している。

今後は、これらの基礎を土台とした協働のまちづくりを一層推進するため、行政情報の共有化と積極的な情報公開や自治会活動の拠点となる自治会館の整備改修を進めるとともに、集落支援員などの積極的な活用による地域の活性化と、地域の自主的主体的な自治会活動を押し進める支援が求められている。

(2) その対策

① 自主的主体的な自治会活動や集落への支援

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備			
		自治会活動推進事業 協働のまちづくりを進めるため自治会活動に対し支援を行い、住民の主体的、自主的な活動を支援し活力ある地域づくりの促進が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・集会施設

集会施設は既に更新時期を迎えているものも多くあり、全体的に老朽化率が高い状況。今後の地域の在り方や維持管理の効率等を考慮し、住民の要望に沿って効率的な配置や建て替えについて検討する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町の文化は開拓の歴史とともに始まり、本州各県からの団体入植も多いが大規模のものは少なく、個人入植者が入り混じっての地域社会が形成され、その中から文化活動が生まれ育ってきた。

また、平成 11 年に記念すべき 100 年を迎えたことを機に、これまで継承されてきた伝統や文化は今後の地域文化の向上、発展の基礎となるものであることから、文化財保護委員の答申により「ペオッペ駅通所跡」「神楽面」「青い目の人形」「稚児舞」を町文化財として指定し、これらの保存に努め、次代に引き継いでいながら、地域の歴史や文化を生かし、自分のまちに誇りや愛着を感じられるまちづくりが求められている。

郷土資料館は、開拓当時の生活用具、生産具などの資料を展示、郷土学習の場となっている。しかしスペース的にも狭隘となっており、郷土の歴史を学ぶための資料展示について、将来どうあるべきか検討を進める必要がある。

地域の文化活動の拠点として整備した公民館の利活用を進めるほか、文化活動に参加する機会を広げ、自主的な文化活動への意欲を高めるとともに芸術文化鑑賞機会の拡充を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 郷土資料館の施設整備と学習環境の充実
- ② 芸術文化鑑賞機会の充実

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興			
		芸術文化公演会支援事業 優れた芸術文化の鑑賞機会の充実 と芸術文化の振興に支援することにより、文化活動への参加意欲や地域文化創造への機運の高まりが図られる。	町	

		郷土資料館維持管理事業 郷土資料館の維持管理を行い、文化 と歴史を後世に伝え郷土愛のはぐく みが図られる。	町	
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・社会教育施設

社会教育施設は更新時期にはばらつきがあるが、建築規模の大きいものが多く、利用状況や維持管理費を考慮して、更新後の方針を検討する必要がある。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 木質バイオマスエネルギーの利活用

和寒町の総面積の約 64.0%を占める森林資源の有効活用とエネルギーの地域内循環利用のため、公共施設の熱源（温水）を循環するための木質バイオマスエネルギーの利活用を推進していく必要がある。

イ 太陽光や地中熱などの利活用

再生可能エネルギーとして、太陽光や地中熱を利活用し、地球環境の保全と省エネルギーへの取り組みを推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 木質バイオマスエネルギーの利活用

木質バイオマス燃料の安定確保及び利活用の推進

イ 太陽光や地中熱などの利活用

太陽光や地中熱などの自然エネルギーの利活用の推進

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		新エネルギー導入推進事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		再生可能エネルギー利用 木質バイオマス燃料製造施設維持管理事業 森林資源の有効活用とエネルギーの地域内循環利用を行い、木質バイオマスエネルギーの利活用が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況などを踏まえ、「和寒町公共施設等総合管理計画」に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(施設分類ごとの基本方針)

・産業関連施設

町の基幹産業を支えるために必要な施設については、維持管理費の圧縮と長寿命化による措置等の対応を検討する。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

※以下の表中の施策の効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住			
		担い手出会い交流支援事業 町内の未婚者に対し、婚活費用の一部を助成する担い手出会い交流支援事業を実施することにより、移住定住の促進が図られる。	町	
		移住体験事業 移住検討者を対象に町での生活や農業を体験できる移住体験事業を実施し、移住の促進が図られる。	町	
		担い手育成・確保事業 地域おこし協力隊や集落支援員を設置し、地域の活性化や定住の促進が図られる。	町	
		空き家空き地バンク ホームページに空き地、空き家、空き店舗情報を掲載し、移住や住宅建設の促進が図られる。	町	
	地域間交流			
		ふるさと会等交流事業 和寒町出身者等ゆかりの方々とのネットワークの形成・強化を図り、郷土愛意識の醸成や町の活性化が図られる。	町	
		交流施設等維持修繕事業 交流の拠点となる施設等の維持修繕を行い、事業を継続することにより地域の活性化が図られる。	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第 1 次産業			
		農産加工センター運営事業 農産物加工施設を設置し、手作り加工品による食生活の改善や生産物の有効利用、地場農産物の付加価値化が図られる。	町	

	農業活性化センター運営事業 農作物の安定生産栽培試験や営農情報の提供等を行い農業の生産拡大と農家経済の安定が図られる。	町	
	農地集団化促進事業 認定農業者等が経営規模拡大のため農地を購入、借入する費用に対し支援を行い、農業経営の規模拡大の促進が図られる。	町	
	新規就農対策事業 担い手対策、育成対策として新規就農者に対し各種助成を行い、農業の活性化が図られる。	町	
	農地利用効率化等支援事業 認定農業者等が行う農業用施設及び機械の導入費用などに対し支援を行い、農業経営力の向上が図られる。	町	
	土地改良事業地元負担軽減事業 農業生産基盤強化のための事業に対する農業者への負担軽減を図ることにより、基幹産業である農業の活性化が図られる。	町	
	水利施設管理事業 基幹水利施設の管理に対する支援により、農業水利施設の有する多面的機能が適正に発揮される。	町	
	国営土地改良事業地元負担金 土地改良施設の整備により、農業生産性の向上を促進し、基幹産業である農業の生産基盤強化が図られる。	町	
	商工業・第6次産業化		
	地場産業開発事業 町特産品等の高付加価値化、商品開発、販売促進に対し支援を行い、地場産業の振興が図られる。	町	
	商工業新規就業者対策事業 担い手対策、育成対策として新規就業者に対し各種助成を行い、商工業の活性化が図られる。	町	
観光			

		各種観光イベント補助事業 地域の活性化や交流人口の拡大を目的とし、観光資源を活用した各種イベントに支援を行うことにより、交流人口の拡大が図られ、観光客などの増による農産物の販売増や商業の活性化などが見込まれ、効果が将来にわたる。	町	
		その他		
		有害鳥獣被害対策事業 有害鳥獣の捕獲奨励や焼却施設の運営等、被害防止対策を講じ農作物及び生活環境の被害の防止が図られる。	町	
		農業生活体験及び研修等施設維持修繕事業 農業の活性化を目的としている施設の維持修繕を行い、今後も新規就農者の受け入れや農業の活性化が図られる。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
		公共交通		
		町営バス運行事業 市街地と郊外地間の公共交通機関として町営バスを運行し、高齢者や児童生徒をはじめとする町民の交通手段の確保が図られる。	町	
		地域公共交通存続支援事業 過疎地域にとって、町外への通院や通学のための地域間バスや鉄路は重要であることから、路線の維持のための支援や駅の維持管理などにより、町民の足が確保される。	町	
		交通施設維持		
		路面改修事業 通行量の多い町道は損傷が激しく通行に支障を来すことから路面改修や交通網の整備を行い、安全安心な交通が図られる。	町	
		防雪センター施設修繕事業 防雪センターの保全を図ることにより円滑な除雪体制を維持し、住民の安全及び生活環境の確保が図られる。	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
		生活		

			浄化槽整備事業 浄化槽設置費用や浄化槽管理組合に対し助成を行い、快適な衛生環境の充実が図られる。	町	
			ごみ処理施設維持修繕事業 埋立ごみや生ごみなどを処理するための施設の維持修繕を行い、衛生的な生活環境の確保が図られる。	町	
		環境			
			公共施設 LED 化事業 害虫対策・省エネルギー対策として公共施設の外灯の LED 化や、公共施設屋内の電灯の LED 化を進め、環境にも配慮した取り組みにより、快適な生活環境の確保が図られる。	町	
			公共施設等解体撤去事業 老朽化等により廃止する公共施設等の解体撤去を行い、安全な生活環境の確保と景観の保全が図られる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
		児童福祉			
			子育て支援事業 子育て不安の解消に努める子育て講演会や懇談会、相談指導等を実施するとともに高校生までの入・通院にかかる医療費や予防接種費用の助成、保育料の引き下げなど保護者の負担軽減を図り、安心して子どもを育てることができる環境の推進が図られる。	町	
			わっさむ子ども健診事業 学齢期における子どもの健診を実施し、家庭における生活習慣病予防の意識の高揚、正しい認識の習得が図られる。	町	
		高齢者・障害者福祉			
			高齢者安心見守り通報装置整備事業 独居老人及び老人夫婦世帯などに対し、緊急時に備えて緊急通報装置等を貸与することにより、安心した生活の確保が図られる。	町	

	芳生苑健康苑改修事業 特別養護老人ホーム芳生苑の老朽改修や設備更新を行い、安心して利用できる環境の整備が図られる。	町	
	訪問介護支援事業 和寒町内で必要な介護サービスの提供を受けられるよう、訪問介護事業の支援により、介護サービスの提供・維持が図られる。	町	
	介護従事者等資格取得支援事業 町内の介護サービス事業所に従事する職員の資格取得費用に対し助成を行い、質の高い介護サービスの確保が図られる。	町	
	介護従事者等確保推進事業 和寒町に新たに居住し、指定事業所において介護事業に従事する方に対し、住宅家賃を助成し、介護の担い手の確保が図られる。	町	
	なごやかサロン支援事業 交流や健康づくりの場として、地域住民等が自主的に運営する集いの場づくりに支援を行い、健康で心豊かに生活できる環境整備が図られる。	町	
	おでかけハイヤー支援事業 高齢者に対しハイヤー料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と社会参加の促進が図られる。	町	
	重度障がい者ハイヤー助成事業 重度の障がいがある方に対し福祉ハイヤー料金の一部助成を行い、経済的負担の軽減と社会参加の促進が図られる。	町	
	高齢者及び児童施設維持管理事業 高齢者施設及び児童施設等の維持管理を行い、高齢者の福祉の向上と児童への子育て環境の確保が図られる。	町	
	福祉施設支援事業 「ふくしのまちづくりに関する基本協定」に基づき、社会福祉法人が運営する福祉施設を支援することで安定的なサービス提供体制の確保が図られる。	町	
	その他		

		救急外来受診時交通費助成事業 町内に救急外来が無いことから、休日夜間において町外の救急外来の受診を受けなければならない町民に対し、交通費の一部を助成し経済的負担を軽減することにより、安心した生活の確保が図られる。	町	
		不妊治療費助成・妊産婦ケア事業 不妊治療にかかる治療費の助成や、妊産婦に対しケアを行い、子どもを望む方の経済的負担軽減と産み育て環境整備が図られる。	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院			
	医療機器整備事業 医療機器の更新を行い、的確な治療と各種健診による予防医療の充実が図られる。	町		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育			
	登下校等支援事業 スクールバスを運行し、遠距離通学者の通学環境の整備充実が図られる。	町		
	学校給食費負担軽減事業 保護者の負担軽減を行うことにより、より良い子育て教育の振興が図られる。	町		
	生涯学習・スポーツ			
	未来を拓く人づくり推進事業 町内児童生徒に対する国内外の研修・交流事業への参加費用の一部を助成することにより、未来のまちづくりを担う子ども達の視野の拡大と豊かな感性のはぐくみが図られる。	町		
	図書館整備事業 図書館の維持と図書館資料の充実を図り、読書習慣や生涯学習の推進が図られる。	町		
	その他			

			高校生徒通学費等支援事業 町外の高等学校への通学費等に対し支援を行うことで、保護者の負担軽減と修学の機会を確保し教育の振興が図られる。	町	
			地域センター維持管理事業 住民の活動の拠点となる地域会館の維持管理を行い、自主的な地域づくりの促進が図られる。	町	
			町民センター維持管理事業 住民のコミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理を行い、町民の連帯感や交流の拡大が図られる。	町	
			教育等施設維持管理事業 教育等施設の維持管理を行い、より良い教育、文化、スポーツの環境の確保が図られる。	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	集落整備				
			自治会活動推進事業 協働のまちづくりを進めるため自治会活動に対し支援を行い、住民の主体的、自主的な活動を支援し活力ある地域づくりの促進が図られる。	町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興				
			芸術文化公演会支援事業 優れた芸術文化の鑑賞機会の充実と芸術文化の振興に支援することにより、文化活動への参加意欲や地域文化創造への機運の高まりが図られる。	町	
			郷土資料館維持管理事業 郷土資料館の維持管理を行い、文化と歴史を後世に伝え郷土愛のはぐくみが図られる。	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	再生可能エネルギー利用				
			木質バイオマス燃料製造施設維持管理事業 森林資源の有効活用とエネルギーの地域内循環利用を行い、木質バイオマスエネルギーの利活用が図られる。	町	

和寒町過疎地域持続的発展市町村計画

令和 8 年（2026 年）3 月

北海道和寒町

和寒町役場総務課

〒098-0192

北海道上川郡和寒町字西町 120 番地

TEL 0165-32-2421 / FAX 0165-32-4238

<https://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>
